

府 省 々

經濟産業省

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置						組織の見直しに係る 具体的措置	
			廃止	民営化	官民競争入札等 の適用	他法人等への 移管・一体的実施	その他			
中小企業基盤整備機構	特定事業執行型	ハンズオン支援等 事業	◆中小機構 は、全国の 中小企業の 抱える様々 な課題に対 応するため、 中小企業基 本法で定め る施策体系 に対応した、 創業・新事 業展開の促 進、経営基 盤の強化、 経営安定の 強化という3 つの柱の元 に、高度な 専門性を有 する課題に 対して中小 企業政策の 中核的な実 施機関とし ての機能を 選択・集中 していく必 要があり、 右の見直し を行う。	○(独) 中小機構施設 整備費補助金 中小機構に交付先を 限りインキュベーション 施設整備を行う本補助 金につき、平成19年 度をもって廃止する。 ○繊維構造改善事業 法令に基づき、平成 22年5月までに終了さ せる	◆中小機構は、我 が国唯一の中小企 業政策の総合的実 施機関であり、中 小企業基本法に基 づく様々な政策的 課題に対する支援 を実施。 ◆これらの事業 は、民間におい ては収益性がなく、金 融的業務におい ても民の補完・呼び 水として講じている もの。 ◆民営化は、経営 資源の乏しい中小 企業への支援を事 業の採算性の観点 からその是非を判 断することにつな がり、中小企業への 支援の実効性を減 ずることになりか ねず、困難。	○研修事業（大学 校）において、既に 旭川校において市 場化テスト（モデル 事業）を実施中（18 年10月～20年3 月）。次期中期目 標期間中に全ての 大学校において、 企業向け研修への 市場化テスト導入 を図る。なお、当該 モデル事業で抽出 された課題（事業 受託者による地域 ニーズを反映した 研修企画の在り 方、事業受託者選 定の際の評価の 在り方等）を検討し 積極的に対処す る。	◆中小機構は、中 小企業総合事業 団、地域振興整備 公団、産業基盤整 備機構という3特殊 法人を統合し、中 小企業政策に沿っ て、中小企業の総 合的な支援を行う 唯一の国の機関と して設立されてお り、現在において他 法人への移管、一 体的実施が可能な 業務はない。	◆ハンズオン、相談・ 助言・情報 提供業務 は、地方自 治体の機 関におい ても実施 されてい るとこ ろ役割分 担を明確 化する。 ◆貸付事 業等につ いては、不良 債権の発 生の抑制 と削減を 進める。	○ハンズオン支援等事業 都道府県等の実施機関との役割分 担を踏まえ、中小機構は、国が示した 中小企業政策上必要な課題に対応し た支援や、都道府県の支援センター 等では対応が困難な案件に対する支 援に限定。マッチング事業について は、全国的なマッチング機会の提供 や政策課題に対応した分野に特化し たものに限定。 ○相談・助言・情報提供事業 事業承継や知的資産経営など中小 企業政策上必要な課題の解決に特 化した支援や、都道府県の支援セン ター等では対応困難な案件に対する 支援に限定。 ○共済事業 小規模企業共済制度については、 資産のより安全かつ効率的な運用を 図り、繰越欠損金の削減を図る。中 小企業倒産防止共済については、貸 付債権の更なる回収率向上に努め る。	○当機構は、中小企 業者のニーズを的確 に反映するため、直接 の接点となる支部等 について、全職員の5割 以上を重点的に配置。 ○これまで産業用地 事務所を一部前倒し て廃止し、支部に統合 するなど支部体制の 組織の充実及び効率 化に対して機動的に 対応してきたところ。 ○今中期目標期間中 に産業用地事務所 （3ヶ所）及び開発所 （3ヶ所）を全廃し、支 部に統合。
		インキュベーション 事業								
		相談・助言・情報 提供事業								
		研修事業（大学 校）								
		共済事業								
		繊維業務								
	助成事業等執行 型	助成事業	○スタートアップ助成金 平成20年度をもって 廃止する。							
	政策金融型	高度化事業	○直接出資・債務保証 事業 平成18年12月の行政 改革推進本部決定の 「独立行政法人中小企 業基盤整備機構の融 資等業務の見直しに ついて（以下「中小機 構の融資等業務の見 直し」という。）」に沿 って、廃止することと された業務を平成20 年度までに廃止させ る。					○高度化事業 「中小機構の融資等業務の見直し」 に沿って、制度運用の更なる改善、 新たな融資案件の精査・限定を行う とともに、平成17年度末の不良債権 額を平成22年度末までに概ね半減 する目標の達成に向け着実に不良債 権額の削減を推進。		
		ファンド出資事業						○ファンド事業 「中小機構の融資等業務の見直し」 に沿って、外部有識者からなる評価 委員会を設置して評価手法等の検討 を進め、適切に事業運営。		
		直接出資・債務保 証								
資産債務型	産業用地業務	○産業用地業務 法令に基づき、平成 26年3月までに終了 させる。								

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名		中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省	
沿革		当機構は、旧中小企業総合事業団（中小企業金融公庫承継分を除く）、旧地域振興整備公団（都市再生機構承継分を除く）及び旧産業基盤整備基金（新エネルギー・産業技術総合開発機構承継分を除く）が統合して、平成16年7月に発足			
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	
		10人	8人	1人	839人
国からの財政支出額の推移 （17～20年度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	23,711	23,441	23,001	22,362
	特別会計	2,592	30,572	39	38
	計	26,303	54,013	23,039	22,400
	うち運営費交付金	22,288	22,160	21,993	22,334
	うち施設整備費等補助金	1,392	1,251	978	0
	うちその他の補助金等	2,623	30,602	68	66
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		1,348,441	1,272,455	1,360,459	22,400
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度		平成18年度	
		△ 603,532		△ 470,774	
発生要因		・平成18年度末の独立行政法人中小企業基盤整備機構の繰越欠損金は4,708億円、そのうち小規模企業共済勘定における繰越欠損金は4,953億円となっている。繰越欠損金の主な発生要因は加入者に支払う共済金等の額の算定の基礎となる予定利率が法律で定められていたために、市場の運用環境の変化（市場金利の低下等）に対し、長年に渡り運用の実績利回りが予定利率を下回っていたこと及び簿価会計原則から時価会計原則に移行したことなどで発生したものが主因。平成15年に小規模企業共済法が改正され、予定利率の機動的見直しを可能（政令事項化）とするとともに、平成16年度から予定利率を1％まで引き下げるなどの対応が講じられ、資金運用環境の好転等もあり、平成16年度以降は毎年度当期利益を計上し、繰越欠損金は着実に減少。			
		見直し案	・平成16年度からは予定利率を1％に引き下げるとともに、小規模企業共済勘定の基本ポートフォリオに基づく、安全かつ効率的な資産運用による当期総利益の計上により、繰越欠損金が大幅に減少する見込み。		
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度		平成18年度	
		2,308		4,957	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）
		△ 260,496	△ 81,611	26,554	26,554
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		独立行政法人中小企業基盤整備機構施設整備費補助金を平成19年度、スタートアップ助成金については20年度をもって廃止（18年度予算ベース：▲2,149百万円）			
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）		①一般管理費（退職手当を除く）については、特殊法人時の最終年度（平成15年度）と中期目標期間の最終年度（平成20年度）を比較して、30％程度削減する。 →平成15年度比26.3％の削減（平成18年度実績） ②運営費交付金により行う事業は、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に対して、5％（年1％程度）の経費削減を行う。 中期目標期間中の各年度において新たに行う運営費交付金充当事業についても翌年度から年1％の経費削減を行う。 →平成17年度の継続事業分は16.2％の削減。全体では前年度比1％の削減（平成18年度実績） ③行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5％以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減を行う。 →前年度比1.7％の削減（平成18年度実績）			

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		北海道支部	中小企業大学校旭川校	東北支部	岩手事務所	常盤開発所	中小企業大学校仙台校	
	所在地		北海道札幌市北区	北海道旭川市	宮城県仙台市青葉区	岩手県盛岡市	福島県いわき市	宮城県仙台市青葉区	
	職員数		24	8	29	2	4	13	
	支部・事業所等で行う事務・事業名		①新連携事業 ②ハズオン支援事業 ③ビジネスマッチング事業 ④相談・助言・情報提供事業 ⑤高度化事業 ⑥中心市街地活性化事業 ⑦地域活性化事業 ⑧小規模共済事業 ⑨中小企業倒産防止共済事業 ⑩産業用地業務	①研修事業	①新連携事業 ②ハズオン支援事業 ③ビジネスマッチング事業 ④相談・助言・情報提供事業 ⑤高度化事業 ⑥中心市街地活性化事業 ⑦地域活性化事業 ⑧小規模共済事業 ⑨中小企業倒産防止共済事業 ⑩産業用地業務 ⑪インキュベーション事業	①産業用地業務	①産業用地業務	①研修事業	
	20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	124 、 296 、 (△172)	212 、 213 、 (△1)	126 、 263 、 (△137)		－ 、 － 、 (－)		225 、 226 、 (△1)
		支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	－ 、 699 、 (－)	－ 、 236 、 (－)	－ 、 721 、 (－)		－ 、 155 、 (－)		－ 、 289 、 (－)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		関東支部	足利開発所	新潟開発所	中小企業大学校三条校	中小企業大学校東京校	北陸支部	富山事務所
	所在地		東京都港区	栃木県足利市	新潟県三条市	新潟県三条市	東京都東大和市	石川県金沢市	富山県富山市
	職員数		45	3	6	15	40	17	1
	支部・事業所等で行う事務・事業名		①新連携事業 ②ハズオン支援事業 ③ビジネスマッチング事業 ④相談・助言・情報提供事業 ⑤高度化事業 ⑥中心市街地活性化事業 ⑦地域活性化事業 ⑧小規模共済事業 ⑨中小企業倒産防止共済事業 ⑩産業用地業務 ⑪インキュベーション事業	①産業用地業務	①産業用地業務	①研修事業	①研修事業	①新連携事業 ②ハズオン支援事業 ③ビジネスマッチング事業 ④相談・助言・情報提供事業 ⑤高度化事業 ⑥中心市街地活性化事業 ⑦地域活性化事業 ⑧小規模共済事業 ⑨中小企業倒産防止共済事業 ⑩産業用地業務 ⑪インキュベーション事業	①産業用地業務
	20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	324 、 800 、 (△476)	－ 、 － 、 (－)	－ 、 － 、 (－)	218 、 220 、 (△2)	923 、 928 、 (△5)	61 、 135 、 (△74)	
		支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	－ 、 1,381 、 (－)	－ 、 4 、 (－)	－ 、 221 、 (－)	－ 、 261 、 (－)	－ 、 1,277 、 (－)	－ 、 272 、 (－)	

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		中部支部	中小企業大学校瀬戸校	近畿支部	中小企業大学校関西校	中国支部	中小企業大学校広島校	四国支部
	所在地		愛知県名古屋市中区	愛知県瀬戸市	大阪府大阪市中央区	兵庫県神崎郡福崎町	広島県広島市西区	広島県広島市西区	香川県高松市
	職員数		24	14	43	15	17	12	13
	支部・事業所等で行う事務・事業名		①新連携事業 ②ハズオン支援事業 ③ビジネスマッチング事業 ④相談・助言・情報提供事業 ⑤高度化事業 ⑥中心市街地活性化事業 ⑦地域活性化事業 ⑧小規模共済事業 ⑨中小企業倒産防止共済事業 ⑩産業用地業務 ⑪インキュベーション事業	①研修事業	①新連携事業 ②ハズオン支援事業 ③ビジネスマッチング事業 ④相談・助言・情報提供事業 ⑤高度化事業 ⑥中心市街地活性化事業 ⑦地域活性化事業 ⑧小規模共済事業 ⑨中小企業倒産防止共済事業 ⑩産業用地業務 ⑪インキュベーション事業	①研修事業	①新連携事業 ②ハズオン支援事業 ③ビジネスマッチング事業 ④相談・助言・情報提供事業 ⑤高度化事業 ⑥中心市街地活性化事業 ⑦地域活性化事業 ⑧小規模共済事業 ⑨中小企業倒産防止共済事業 ⑩産業用地業務 ⑪インキュベーション事業	①研修事業	①新連携事業 ②ハズオン支援事業 ③ビジネスマッチング事業 ④相談・助言・情報提供事業 ⑤高度化事業 ⑥中心市街地活性化事業 ⑦地域活性化事業 ⑧小規模共済事業 ⑨中小企業倒産防止共済事業 ⑩産業用地業務
20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)		114 、 310 、 (△196)	215 、 217 、 (△2)	214 、 584 、 (△370)	253 、 254 、 (△1)	125 、 260 、 (△135)	194 、 196 、 (△2)	131 、 246 、 (△115)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)		－ 、 617 、 (－)	－ 、 247 、 (－)	－ 、 1,125 、 (－)	－ 、 309 、 (－)	－ 、 457 、 (－)	－ 、 236 、 (－)	－ 、 321 、 (－)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		九州支部	長崎事務所	南九州事務所	中小企業大学校直方校	中小企業大学校人吉校	沖縄事務所	
	所在地		福岡県福岡市中央区	長崎県大村市	鹿児島県鹿児島市	福岡県直方市	熊本県人吉市	沖縄県那覇市	
	職員数		37	1	1	15	15	3	
	支部・事業所等で行う事務・事業名		①新連携事業 ②ハズオン支援事業 ③ビジネスマッチング事業 ④相談・助言・情報提供事業 ⑤高度化事業 ⑥中心市街地活性化事業 ⑦地域活性化事業 ⑧小規模共済事業 ⑨中小企業倒産防止共済事業 ⑩産業用地業務 ⑪インキュベーション事業	①産業用地業務	①産業用地業務 ②相談・助言・情報提供	①研修事業	①研修事業	①新連携事業 ②中心市街地活性化事業 ③地域活性化事業	
20年度 予算要求額 (百万円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)		160 、 322 、 (△162)			226 、 227 、 (△1)	217 、 219 、 (△2)	九州支部の内数	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)		－ 、 1,324 、 (－)			－ 、 268 、 (－)	－ 、 266 、 (－)	九州支部の内数	

注1)「職員数」については、18年度末人員を記載。

注2)「20年度予算要求額(百万円)」については、支部・事業所等別に予算要求を行っていないため、支部・事業所等の18年度実績を参考に按分。

注3)「国からの財政支出」については、次のように記載。（左から順に 20年度要求、19年度、(増減)）

注4)「支出予算額」については、次のように記載。（左から順に － 、19年度、(－)）

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
＜事務・事業関係＞

該当類型		特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等)	特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等)	特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等)	
事務・事業名		ハンズオン等支援事業(新連携)	ハンズオン等支援事業(ハンズオン支援)	ハンズオン等支援事業(ビジネスマッチング)	
事務・事業の概要		・中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業が連携し、経営資源を有効に組み合わせ、新たな事業分野の開拓を図るため、中小機構は、本部に全体運営管理事務局を設置し、全国の支援状況の統括管理・実態把握や支援ノウハウの共有化を実施するとともに、各地域に新連携支援地域戦略会議事務局を設置し、専門家(中小企業診断士、商社やメーカーOB等)、金融機関等を含めた個別支援チームを組成し、新連携事業にあたっての事業計画の作成から、事業化までの一貫した支援を実施している。	・全国9ヶ所の中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、中小・ベンチャー企業の新事業開拓や様々な経営課題の解決などに対して、経営・技術・財務・法律などの専門家を長期・継続的に派遣し、経営ノウハウ等に関する助言等のソフト面を中心に総合的なハンズオン支援を実施している。	・中小・ベンチャー企業等の優秀な製品・技術、サービスを展示し、販路開拓・業務提携等のマッチング機会を提供等の支援を実施している。 ○ベンチャーフェア(ベンチャービジネスマッチング) ○中小企業総合展(中小企業ビジネスマッチング) ○ベンチャープラザ(資金調達マッチング)	
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)	31,680 , 993,883(－) 注) 20年度要求額には委託費を含まず	347,474 , 324,592(22,882)	330,226 , 484,022(▲153,796)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)	31,680 , 993,883(－) 注) 20年度要求額には委託費を含まず	430,742 , 394,900(35,842)	330,226 , 484,022(▲153,796)	
事務・事業に係る定員(19年度)※		35	26	7	
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の主体、人員等)	新連携事業にあたっての事業計画の作成から、事業化までの一貫した支援のために、各地域に事務局を設置し、専門家を十分に確保した上で、同種の支援事業を行っている民間の機関はない。 また、異分野中小企業による連携体の構築と実効性ある事業計画を実現することの困難性等を勘案すると、採算ベースにのる事業ではなく、民間では実施し得ない。	中小機構の専門家継続派遣事業は、全国の専門家を活用して中小企業に対する質の高い支援を行っているため、民間において、中立的な立場から総合的・複合的に高いレベルの支援を行っている機関はない。	民間主催のビジネスイベントは存在しているが、分野・テーマが限定、出展料が高額等、ある程度製品等が確立された企業の出展が中心となっている。このため、中小・ベンチャー企業が新たに開発した製品等の販路開拓などを目的として出展する場合としては不向きである。
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	・新連携事業はこれまで全国で1万3千件を超える相談が寄せられている状況の中で、中小企業の前向きな取組みを阻害する事になる。よって、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資するという中小企業新事業活動促進法の目的達成に支障が生じる恐れがある。	・中小・ベンチャー企業は、中小機構が都道府県等の支援機関と連携して行う高度かつ専門的な支援が受けられなくなり、全国規模の販路開拓や株式公開を目指した企業経営のための基盤づくり等の経営課題の解決等が困難になる。	・地域の中小・ベンチャー企業にとつて、大都市圏での販路開拓等の機会を得られないこととなり、地域企業の多様なニーズと全国のビジネスパートナーをつなぐ、ビジネスマッチングの機会を失う等の不利益を被る。
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事業	主要な事業	主要な事業
	③	事業開始からの継続年数	2年4ヶ月	7年1ヶ月	12年4ヶ月
		これまでの見直し内容	プロジェクトマネージャー・サブマネージャーの増員や全体運営管理事務局の設置等による新連携支援体制の強化	①中小企業・ベンチャー企業の支援ニーズに即した専門家の追加 ②支援水準の向上に向けて、専門家の研修、評価制度の導入によるマネジメントの強化 ③国、自治体や金融機関との積極的な連携による支援ネットワークの構築による連携支援体制を構築	平成19年度より出展料の一部有料化を試行的に導入する予定
	④	国の重点施策との整合性	・中小企業新事業活動促進法第3条に規定する「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」(平成17年5月2日)において、新連携支援地域戦略会議事務局には、各種専門家を配置し、新連携計画の策定段階から研究開発、販路開拓等の様々な段階において、税務・法務等の専門的知見に基づく助言や技術的課題を克服するための研究機関の紹介、製品を販売につなげるための他企業とのマッチング等を行うことと位置付けられている。	・中小企業支援法に規定する中小企業支援計画に基づき事業を実施。平成19年度中小企業支援計画において、「中小企業の成長段階に応じたきめ細かな支援」を行うとともに、「ブロック内における中小企業支援体制の結節点として、都道府県等中小企業支援センター等の中小企業支援機関と連携、協力して支援を行う事業として位置づけられている。	・中小企業支援法に規定する中小企業支援計画に基づき事業を実施。平成19年度中小企業支援計画において、地域の中小企業と外部のビジネスパートナーをつなぐ商談会等を通じて地域中小企業の市場開拓力の向上を図ると位置付けられている。
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	受益者:支援先企業 負担者:中小機構(国) ※ 受益者負担は、なし。	受益者:派遣先企業 負担者:中小機構(国)及び派遣先企業 ※ 受益者負担は、専門家謝金の1/3	受益者:出展企業 負担者:中小機構(国) ※ 受益者負担は、なし。
		財政支出への依存度 (国費/事業費) 注) 19年度予算額を計上	993,883 / 993,883	324,592 / 394,900	484,022 / 484,022
	②	これまでの指摘に対応する措置	指摘なし	指摘なし	指摘なし
	③	諸外国における公的主体による実施状況	【アメリカ】 連邦政府、州・地方政府、教育機関等が運営する中小企業開発センター(SBDC)が中小企業経営者等の支援のための経営・技術のアドバイス等の支援を行っている。 【カナダ】 連邦政府と州政府が共同して運営するCanada Businessが中小企業経営者等の支援のための情報提供の総合窓口として機能する他、各地域に設置されているセンターを通じて各種支援サービスを受けられる。	【アメリカ】 連邦政府、州・地方政府、教育機関等が運営する中小企業開発センター(SBDC)が中小企業経営者等の支援のための①情報提供、②窓口相談、③専門家派遣等の支援を行っている。 【カナダ】 連邦政府と州政府が共同して運営するCanada Businessが中小企業経営者等の支援のための情報提供の総合窓口として機能する他、各地域に設置されているセンターを通じて各種支援サービスを受けられる。	【イギリス】 政府機関であるUKTI(UK Trade&Investment)では、貿易振興の一環として、新規開業企業と既存の輸出業者に実践的な援助を行うために「国際貿易フォーラム」を設立。アイデアや好事業例などの情報提供や新規契約の場を提供している。 【中国】 政府の国家発展改革委員会が2004年から「中国・国際中小企業博覧会」を開催している。
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	法律認定件数321件(平成18年度末)、うち事業化件数は158件(事業化率約49%)を達成しており、高い支援効果が得られている。 ※最新データ(平成19年6月末) 認定件数344件のうち、事業化件数は206件(達成率約60%)	平成18年度においては、課題解決率92.9%、役立ち度97.5%となっており、支援企業から高い評価を得ている。	平成17年度のマッチング率は、60.0%、役立ち度は80.2%となっており、支援企業から高い評価を得ている。
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		本事業については、中小企業新事業活動促進法に基づき推進される施策であり、新連携計画の策定段階から研究開発、販路開拓等の様々な段階において、税務・法務等の専門的知見に基づく助言や技術的課題を克服するための研究機関の紹介、製品を販売につなげるための他企業とのマッチング等、新連携計画の事業化にむけた取り組みに対し、中立的かつ公平に、全国ベースで広域的に支援する必要があり、民間や都道府県では対応し得ない事業であり、本事業は国として実施することが不可欠である。 また、国際競争力の強化、先進事例の全国普及の観点を踏まえても、国として実施することが不可欠である。	本事業については、民間で同様な事業を行うことは採算上困難であり、公的機関としての中立的な立場での支援が必要であるため、民間で代替することは不可能である。 また、全国ベースの支援機関として可能な広域的な支援や高度な経営課題への対応が困難となることに加えて、全国的に推進すべき政策課題の推進機能が損なわれることとなる。 以上のことから、中小・ベンチャー企業の新事業開拓や課題解決を促進する上で、本事業は不可欠である。	本事業については、地域の中小・ベンチャー企業にとつて、大都市圏における販路開拓等の機会として極めて有効な場となっている。これら地域の中小企業も多くは、マッチング機会が少ないことに苦慮している等、中小機構が実施するイベント・マッチングに対するニーズは非常に高いことから、本事業は不可欠である。

事務・事業の見直し案（具体的措置）			—	都道府県等の実施機関との役割分担を踏まえ、国が示す政策課題に対応した支援及び、都道府県等において対応が困難な案件に対する場合に限定して実施する。	全国組織の特性を活かした全国的なマッチング機会の提供及び、政策課題に対応した分野に特化したものに限定して実施する。		
行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）			—	—	—		
理由			—	—	—		
（２） 事務・事業の民営化の検討	民営化の可否		否	否	否		
	可	事業性の有無とその理由	—	—	—		
		民営化を前提とした規制の	—	—	—		
		民営化に向けた措置	—	—	—		
		民営化の時期	—	—	—		
	否	民営化しない理由	新連携事業の成果創出のためには、中長期的取組が必要であり、採算の変動にかかわらず、計画的に取り組まなければならない。民間の場合は、短期的な採算ベースで判断される傾向があり、政策の趣旨・目的に沿った支援がなされない恐れ等、その結果、支援する地域や業種に格差が生じるなど、我が国の産業基盤や国際競争力強化の観点から中立・公平な事業の運営が阻害されることが懸念されるため。 また、異分野中小企業による連携体の構築と実効性ある事業計画を実現することの困難性等を勘案すると、採算ベースにのる事業ではなく、民間では実施は困難であると考えられる。		本事業を民営化した場合、短期的な採算ベースで判断される傾向があり、政策の趣旨・目的に沿った支援がなされない等、効率性が優先されるあまり、きめ細かなハンズオン支援が行われなくなる恐れが考えられるため。 民間主催のビジネスイベントとした場合、分野・テーマが限定、出展料が高額等、ある程度製品等が確立された企業の出展が中心となる。このため、中小・ベンチャー企業が新たに開発した製品等の販路開拓などを目的に出展する場としては不向きである。 また、地域の中小・ベンチャー企業にとって、大都市圏での販路開拓等の機会を得られないことが想定でき、地域や業種によっては不利益を被ると考えられる。		
（３） 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他		
	官民競争入札等の実施の可否		否	否	否		
	可	入札種別（官民競争／民間競争）	—	—	—		
		入札実施予定時期	—	—	—		
		事業開始予定時期	—	—	—		
		契約期間	—	—	—		
	今後の対応	否	導入しない理由	本事業は、新連携事業にあたっての事業計画の作成から事業化までの一貫した支援を行う必要があり、また、異分野中小企業による連携体の構築と実効性ある事業計画の策定を支援することから臨機応変に対応することが必要とするため、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。		本事業は、ハンズオン支援の重要な要素である中小企業に密着したきめ細かな支援を臨機応変に実施することを必要とするため、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。 本事業は、ビジネスマッチングの特徴である出展・参加する中小企業に相応しいバイヤーや資金提供者などのビジネスパートナーとのマッチングの支援については定型的な問題解決手段等はありません。臨機応変に対応することが必要とするため「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。	
	対象となる事務・事業の内容		新連携計画の策定段階から研究開発、販路開拓等の様々な段階において、税務・法務等の専門的知見に基づく助言や技術的課題を克服するための研究機関の紹介、製品を販売につなげるための他企業とのマッチング等、新連携計画の事業化に対する支援		経営・技術・財務・法律などの専門家を長期・継続的に派遣し、経営ノウハウ等に関する助言等のソフト面を中心とした総合的なハンズオン支援 ビジネスマッチングに係る事業の企画及び運営実施		
	（４） 他の法人への移管・一体的実施	移管	可	移管の可否	否	否	
移管先				—	—		
内容理由				—	—		
否			移管しない理由	全国規模で中小企業診断士、税理士、技術士等の各種専門家を確保した上で、それらを活用して、多様な中小企業を全国統一的に、きめ細やかに支援するノウハウを有するのは中小機構しかないため。		総合的・複合的に高いレベルの支援を行うノウハウを有しているのは中小機構しかないため。 中小機構のビジネスマッチングは、ハンズオン支援と体的に行っており、こうした組合せによる一体型支援ノウハウを有するのは中小機構のみであるため。	
一体的実施		可	一体的実施の可否	否	否		
			一体的に実施する法人等	—	—		
			内容理由	—	—		
		否	一体的実施を行わない理由	各地域に事務局を設置し、専門家を確保した上で、新連携事業にあたっての事業計画の作成から、事業化までの一貫した支援を行っているため、中小機構が一元的に実施することが効率的である。		本事業は、様々な支援ツールを組み合わせたきめ細かな一貫支援を行っており、中小機構が一元的に実施することが効率的であるため。 本事業はビジネスマッチングとハンズオン支援を組み合わせた事業として統一的なコンセプトに基づき実施しており、中小機構による一元的な実施が効率的である。	

※ 平成18年度末人員を記載

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
＜事務・事業関係＞

該当類型		助成事業等執行型 (助成・給付・委託)	助成事業等執行型
事務・事業名		助成事業(スタートアップ助成金)	助成事業(中小ものづくり支援)
事務・事業の概要		優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者または中小企業に対して、資金面での助成とともにビジネスプランの具体化・販路開拓等に向けたハンズオンを一体的な支援を実施。	我が国経済を牽引していく産業分野(重要産業分野)の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、中小ものづくり高度化法に基づき技術別指針で定める技術高度化の方向性に沿った革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーション等を実現する研究開発に取り組む中小企業への支援を実施。 平成18年度から法律が施行され、平成18年度の提案公募の開始は8月、支援する研究開発期間は2年～3年間
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)	628,000 , 627,000 (1,000)	2,000,000 , 2,300,000 (▲300,000)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)	628,000 , 627,000 (1,000)	2,000,000 , 2,300,000 (▲300,000)
事務・事業に係る定員(19年度)※		5	4
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のｺﾂﾄ、人員等)	民間主体による研究開発助成等は、ベンチャー育成研究開発に対して若干散見されるが、革新的かつハイリスクな技術の研究開発の補助に対する支援を行っている機関は見あたらない。
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	本事業は、我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指すことを目的としており、事業を廃止すると、リスクやコストの高い研究開発への取り組みが十分になされず、我が国経済を牽引していく産業分野(重要産業分野)で求められる技術開発の実現が困難になり、国民経済の健全な発展に影響を及ぼす。
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事業
	③	事業開始からの継続年数	3年1ヶ月
		これまでの見直し内容	なし
	④	国の重点施策との整合性	・中小企業支援法に規定する中小企業支援計画に基づき事業を実施 ・平成18年7月に施行された中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って策定され、同法によって認定を受けた特定研究開発計画を対象に支援
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	受益者: 研究開発を実施する中小企業者等 負担者: 中小機構(国) ※ 受益者負担の概念はないが、助成率は1/2
		財政支出への依存度 (国費／事業費) 注) 19年度予算額を計上	2,300,000 / 2,300,000
	②	これまでの指摘に対応する措置	指摘なし
		指摘なし	指摘なし

	③	諸外国における公的主体による実施状況	【イタリア】創業支援について、施設の立ち上げ、機械設備の購入、ランニングコスト等への助成を実施している。 【英国】地域レベル(スコットランド)で、商業展示会に参加して顧客拡大を目指す企業に対し補助金を支給している。 【フランス】中小企業のスタートアップ支援として、地方自治体からの助成金ないしは貸付けを実施している。 【アメリカ】「中小企業開発センター」及び「退職管理職サービス団」が創業に関する様々な支援を実施している。	【米国】政府機関のうち一定規模(年1億ドル)以上の外部研究開発費を有する省庁に対して、当該予算の一定比率を、優れた研究開発能力がある中小企業に対して支出することを義務づける制度が1982年に創設された(SBIR制度)。現在は、連邦政府の10省庁が参加しており、各省庁が研究開発課題を設定して中小企業に委託案件の提案公募を行っている。	
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	中期計画の数値目標(支援後2年経過後の事業化率50%以上)に対し、52%(参考値:16年度第1回支援先)となっており、高い支援効果が得られている。	平成18年度からの事業であり、研究開発期間が2年・3年で、まだ、評価できる時期にはない。	
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの資金難から新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者又は中小企業にとって、資金供給が得られない場合、事業化が困難となるため、本事業は不可欠である。	本事業は、我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指すことを目的としており、そのため、「中小企業」のモノ作りの基盤技術に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進する事業として不可欠であり、本事業を廃止した場合には、リスクやコストの高い研究開発への取組みが十分になされず、我が国経済を牽引していく産業分野(重要産業分野)で求められる技術開発の実現が困難になり、国民経済の健全な発展に影響を及ぼすことから不可欠	
事務・事業の見直し案(具体的措置)			平成20年度をもって助成金を廃止	—	
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)			—	—	
理由			—	—	
(2) 事務・事業の民営化の検討	可	民営化の可否	否	否	
		事業性の有無とその理由	—	—	
		民営化を前提とした規制	—	—	
		民営化に向けた措置	—	—	
		民営化の時期	—	—	
	否	民営化しない理由	平成20年度をもって助成金を廃止。	中小企業や大企業等が共同で行う、革新的かつハイリスクな研究開発や生産プロセスのイノベーション等を実現する研究開発を支援対象としており、事業実施においては、中立性、公平性を確保することが重要であり、民間事業者へ任せることは不適切	
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	否	否	
		可	入札種別(官民競争/民間競争)	—	—
			入札実施予定時期	—	—
			事業開始予定時期	—	—
			契約期間	—	—
		否	導入しない理由	平成20年度をもって助成金を廃止、また本事業は中小企業への助成事業のため官民競争入札等の趣旨及び制度になじまないものと考えている。	本事業は、中小企業を中心とする共同研究体が行う、川下製造業者等(大企業等)のニーズを捉えた研究開発のための助成事業であり、官民競争入札等の趣旨及び制度になじまないものと考えている。

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容			新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者 または中小企業に対する資金面での助成	その他
	移管	移管の可否		否	否
		可	移管先	-	-
			内容	-	-
			理由	-	-
		否	移管しない理由	平成20年度をもって助成金を廃止。	本事業は、中小ものづくり高度化法に基づき指定される「特定ものづくり基盤技術」を支援対象「分野」としている。 また、同法に基づき策定される「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に則した研究開発で、「認定」を受けた研究開発を支援対象としている。 具体的には、鋳造、鍛造、切削といったモノ作り中小企業が有する基盤技術において、中小企業を中心とする共同研究体が行う、川下製造業者等(大企業等)のニーズを捉えた研究開発を支援しており、他に類のない研究開発支援事業であるため。
	一体的 実施	一体的実施の可否		否	否
		可	一体的に実施する法人等	-	-
			内容	-	-
			理由	-	-
		否	一体的実施を行わない理由	平成20年度をもって助成金を廃止。	本事業は、中小ものづくり高度化法に基づき指定される「特定ものづくり基盤技術」を支援対象「分野」としている。 また、同法に基づき策定される「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に則した研究開発で、「認定」を受けた研究開発を支援対象としている。 具体的には、鋳造、鍛造、切削といったモノ作り中小企業が有する基盤技術において、中小企業を中心とする共同研究体が行う、川下製造業者等(大企業等)のニーズを捉えた研究開発を支援しており、他に類のない研究開発支援事業であるため。

※ 平成18年度末人員を記載

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し ＜事務・事業関係＞

該当類型			政策金融型	特定事業執行型 (情報発信・展示・普及・助言等)
事務・事業名			ファンド出資事業	インキュベーション事業
事務・事業の概要			本事業は創業・新事業展開の促進、事業再生の支援等の高い政策意義を有し、かつ、期待収益率等の面から民間資金のみでは組成が困難なファンドへの出資を通じて、その組成を支援するとともに、資金供給と連携したハンズオン支援を実施 ・ベンチャーファンド：アーリーステージ(設立7年未満)のベンチャー企業への投資等を行うファンドへの出資 ・がんばれ！中小企業ファンド：中小企業の新事業展開や円滑な事業承継等を図るための投資等を行うファンドへの出資 ・中小企業再生ファンド：中小企業再生支援協議会とも連携し、中小企業の再生を図るための投資等を行うファンドへの出資 ・地域中小企業応援ファンド：都道府県や地域金融機関等と一体となって、地域中小企業の成長、新事業創出を図るための投資等を行うファンドへの出資	本事業は、【ミドルステージ型】新分野・新事業等への進出を推進し、地域経済の自律的發展を促し、我が国の活力ある経済社会の構築に大きく寄与するために、地域における新たな事業の創出に取り組む事業者の用に供する施設の整備・運営 【アーリーステージ型】「産業クラスター計画」、「大学発ベンチャー1000社」の推進に向け、産学官連携による研究開発を促進し、新事業創出に資するための大学等と連携した起業家育成施設の整備・運営といった支援を実施している。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)		100,000 , 101,954(▲1,954)	283,805 , 1,235,438(▲951,633)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)		－ , 47,308,954(－)	－ , 2,558,722(－)
事務・事業に係る定員(19年度)※			16	46
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の主体、人員等)	当該事業は、創業・新事業展開の促進、事業再生の支援等の高い政策意義を有し、かつ、民間資金のみでは組成が困難なファンドに対して、中小機構からのリスクマネーを供給し、民間資金の呼び水(民の補完)等の効果をはたすもの。このように政策的意義の観点を重視しつつ、リスクマネーを供給する民間主体の機関はない。	全国190施設(回答施設数)の内、民間企業が設置したBIは7.4%(14施設)。民間が運営するBIは10.1%(19施設)。(立地センター2006.10調査回答ベース) ※コスト、人員については、データがないため不明。
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	ベンチャー企業にとって重要な初期段階での資金供給や地域経済を担う中小・ベンチャー企業への再生や新事業展開等のリスクマネーの資金供給が困難となり、イノベーションの実現を担うベンチャー企業の創出や地域活性化の実現ができない恐れがある。(現状においても、ベンチャー投資の残高は、米国の1/30 対GDP比も0.03%とOECD諸国中最低の水準)	・中小機構の整備するBIは、大学連携型の起業家育成に重点を置いているため、廃止された場合、産学官連携によるイノベティブな起業家の輩出が困難となり、新事業創出に支障が生じる。また、中小企業や個人の起業家を主な支援対象としているため、中小企業の活性化、雇用の創出にも影響が生じる。
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事業	主要な事業
	③	事業開始からの継続年数	8年	8年
		これまでの見直し内容	平成18年12月の行政改革推進本部決定「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて」において、事業の効果的推進等のため、以下の取組みを実施・推進中。特に、事業の評価・検討に関しては、外部有識者による評価委員会を設置し検討を進めている。 ①定量的な事業成果指標の設定及び事業評価の実施 ②事業実績、事業成果を踏まえた事業のあり方の見直し ③設立後、一定期間が経過したファンドを対象とした中間評価 ④販売先紹介や専門家派遣等投資先企業に対する経営支援の積極的実施 ⑤投資先の選定能力等を踏まえたファンド運営会社の選定	ミドルステージ型の施設整備(産投出資型事業)は平成18年度で終了
	④	国の重点施策との整合性	・「骨太の方針2007」において、イノベーションの加速化に不可欠なベンチャー企業へのリスクマネーの供給の重要性が謳われており、ファンド出資は、その実現のための重要な政策ツール ・経済成長戦略大綱において明記された、サービス分野向けの中小企業ファンドの創設、地域活力の強化に向けた地域中小企業応援ファンドや中小企業再生ファンドの組成等、政策意義の高いファンドの組成に積極的に取り組む。	・新経済成長戦略「地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)」に基づく産業クラスター計画の推進により5年間で4万件の新事業創出を目指すとして、中小機構のインキュベーション事業もその推進に寄与【新経済成長戦略(平成19年6月19日改定)】
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	受益者：ファンド運営者(GP)及び投資先企業 負担者：中小機構(国) ※ 受益者負担の概念はない。	受益者：施設入居者 負担者：施設入居者(居室賃料負担)

	財政支出への依存度 (国費／事業費) 注) 19年度予算額を計上		101,954 / 47,308,954	1,235,438 / 2,558,722
②	これまでの指摘に対応する措置		別紙1に記載	指摘なし
③	諸外国における公的主体による 実施状況		【アメリカ:SBIC(中小企業投資会社)制度】 SBA(中小企業庁)が認定したSBICに対して、社債等の取得により資金を提供。SBICの運営状況は、ファンド総数418、総額230億ドル(うち、SBA資金は63億ドル)、投資先累計13万社(05年末現在) 【英国:ECFs(エンタープライズ・キャピタル・ファンド)】 SBS(中小企業サービス:貿易産業省所管の小企業支援機関)による、主に伝統産業分野、商業・サービス業向け、地域中小企業等を対象とした中小企業向けのファンドへ資金供給を行うためのマザーファンド。英国政府によるECFsへの資金提供は1億ポンド。2006.3事業創設 【カナダ:BDCベンチャーキャピタル】 BDC(Business Development Bank of Canada:全額政府出資の金融機関)が、エレクトロニクス・先進材料・加工技術、IT、ライフサイエンス、通信の4分野を主な投資対象とする直接投資及びベンチャーファンドへの投資。現在の運用資金約4億ドル、投資先累計400社以上(直接投資9:ファンド投資1)	【英国】 バイオ等の先端産業のインキュベーション施設について、英国貿易産業省(DTI)が整備スキームを構築している。 【韓国】 公的機関である、中小企業振興公団が国内に9ヶ所のインキュベータを設置運営しているほか、大学・研究所付設のインキュベータの設置を進めている。
④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)		ファンドへの出資期間は7年から12年としており、現時点では出資期間が終了したファンドはない。 なお、事業開始から8年が経過するベンチャーファンドに関しては、76ファンドの投資先累計約1,700社中、77社(平成19年3月末累計)が株式公開に至る等、投資先の売上の増加、雇用の確保等の成果が具体化している。	中期計画の事業成果指標としている、卒業企業率と平均稼働率(入居率)は、目標を十分に達成しており、特に、開設後3年に満たない施設が多い中で31%の卒業企業率を達成していることは、中期計画終了時には更に上回る成果が期待できることから、財政支出に見合う効果は十分に得られている。 ・卒業企業数 40社(平成18年度末累計値) 卒業企業率 31%【中期計画目標3割以上】 ・事業化率(アーリーステージ型施設)40%(参考) ・稼働施設数24施設、入居企業数368社、平均稼働率(入居率)93%(平成18年度末)【中期画目標90%】(平成18年度末)
事務・事業が真に不可欠かどうかの評価			ファンド出資に関しては、欧米等と比較我が国のファンド投資規模は依然極めて僅少であり、特にベンチャー、中小企業への直接的な資金供給の充実を図っていくことが必要不可欠である。	・中小機構が実施しているインキュベーション事業は、中小企業や個人起業家を主な対象とした起業化育成・支援事業であり、中小企業の活性化や雇用の創出のためには不可欠な事業である。また、産学官連携によるイノベティブな新事業創出も重要な目的であり、重点施策である産業クラスター形成にも寄与する事業であることから国策として不可欠な事業である。
事務・事業の見直し案(具体的措置)			—	19年度をもって中小企業基盤整備機構施設整備費補助金については廃止する。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)			—	—
理由			—	—
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	否
	可	事業性の有無とその理由	—	—
		民営化を前提とした規制	—	—
		民営化に向けた措置	—	—
		民営化の時期	—	—
	否	民営化しない理由	事業目的が、高い政策意義を有し、かつ、期待収益率等の面から民間資金のみでは組成が困難なファンドへの出資を行い、民間資金の呼び水となり、その組成を促進させることを目的として実施しており、民間からの資金供給のみで組成できるようなファンド案件については、当該事業の支援対象としてはなじまないため。	本事業は、施設の賃貸というハード支援を含むものの、常駐するインキュベーションマネージャーによるきめ細やかなソフト支援を行うことが特徴となっている事業であり、民営化した場合、効率を優先するあまり、支援の質の低下を招く恐れがあること、また、地元自治体と連携して実施している事業であり、民営事業となった場合、自治体の補助・支援がなくなる可能性が高く、入居企業の負担が増加する恐れがあるため。
	該当する対象事業			a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	官民競争入札等の実施の可否		否	否
	可	入札種別(官民競争／民間競争)	—	—
		入札実施予定時期	—	—
		事業開始予定時期	—	—
		契約期間	—	—
	今後の対応	否	導入しない理由	ファンド出資事業における中小機構の役割は、国の施策に基づき、直接金融の環境整備を実施する機関投資家であるため、そもそも官民競争入札等による実施という概念は当てはまらない。 本事業の特徴となっている常駐するインキュベーションマネージャーによるソフト支援については、ベンチャー企業に密着した臨機応変に対応したきめ細やかな支援を提供することとなるため、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。 なお、施設の管理運営については、一部を外部に委託している。

(4) 他の法人への 移管・ 一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		ファンド出資事業	インキュベーション事業
	移管	移管の可否		否
		可	移管先	-
			内容	-
			理由	-
		否	移管しない理由	国の政策意義を踏まえた適切なファンド組成の目利き能力を持ち、かつ、ハンズオン支援と一体的となって支援できるのは当機構のみである。 なお、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて(平成18年12月18日行政改革推進本部決定)」において、特にベンチャー、中小企業への直接的な資金供給の充実を図っていくことが必要であり、投資先企業への資金供給以外の経営面での継続的な支援等を充実させていく必要があるとされている。
	一体的 実施	一体的実施の可否		否
		可	一体的に実施する法人等	-
			内容	-
			理由	-
		否	一体的実施を行わない理由	政策的な目標を達成するためには、ファンドを通じた資金供給のみならず、投資先企業に対して適切な経営支援(ハンズオン支援)を実施することが不可欠である。また、中小機構が強みとして保有するノウハウ・各種支援事業等を最大限活用し、一元的に事業実施することが、効率的・効果的であるため。

※ 平成18年度末人員を記載

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
＜事務・事業関係＞

該当類型		特定業務執行型	特定事業執行型
事務・事業名		相談・助言・情報提供事業	相談・助言・情報提供事業(中心市街地活性化)
事務・事業の概要		本事業は、全国9ヶ所の中小機構支部に設置した中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、中小企業、ベンチャー企業等からの知的財産や法務、マーケティングやビジネスプランなど幅広い経営課題に関する高度なアドバイスや情報提供によるワンストップサービスを行う。 また、国・都道府県等・中小企業支援センター等公的機関の中小企業関係情報を遍く編集し、要約とカテゴリをつけてわかりやすくした上で、広く中小企業や中小企業支援機関等に対して、中小企業ビジネス支援のための総合的検索サイト(J-Net21)を通じて情報発信(ワンストップ提供)を実施。	本事業は、中心市街地の活性化に向けて、中心市街地活性化協議会の設立や、中心市街地活性化協議会等が行う、まちづくりに向けてのコンセンサス形成や方向性の検討、人材育成、商業活性化やにぎわい再生に向けての調査・検討、中心市街地で行われる事業の推進・調整等の総合的な支援を実施。 (「中心市街地活性化協議会」とは、中心市街地の活性化を総合的に推進する民間組織として改正中心市街地活性化法に基づき規定される法定組織。)
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)	521,100 , 612,535(▲91,535)	393,732 , 462,309(－) 注) 20年度要求額には委託費を含まず
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)	521,100 , 612,535(▲91,535)	418,587 , 487,164(－) 注) 20年度要求額には委託費を含まず
事務・事業に係る定員(19年度)※		18	12
①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の主体、人員等)	本事業で行っている相談事業は、元々採算性の見込める事業ではない。	本事業で行っている、中心市街地活性化協議会の設立や、中心市街地活性化協議会等が行う、まちづくりに向けてのコンセンサス形成や方向性の検討、人材育成、商業活性化やにぎわい再生に向けての調査・検討、中心市街地で行われる事業の推進・調整等を総合的な支援については、元々採算性の見込める事業ではない。
	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	仮に経営相談事業を廃止すると、民間では高額な相談額であること、また事業承継や企業再生等の全国ベースで推進すべき政策課題の推進は都道府県ベースでは実施困難であり、国をあげた中小企業対策が困難となることなどから、中小企業の経営上の課題解決、事業の継続・発展に影響を及ぼす。 また、総合的検索サイトJ-Net21を廃止すると、国・都道府県等・中小企業支援センター等の公的機関が実施する多様な中小企業施策・地域振興施策をワンストップで提供するような同様な事業は他に存在しないため、周知の機会を喪失することとなり中小企業の経済活動や経営課題解決に多大な支障をきたすこととなるが考えられる。	中心市街地活性化の取り組みのうち、特に、平成18年8月に改正された「中心市街地活性化法」に規定された「中心市街地活性化協議会」の設立の促進が阻害されるとともに、その効果的な運営に大きな支障が出るのが予想される。またその結果として、「コンパクトでにぎわい溢れる中心市街地」の活性化への取り組みが進まないことが懸念される。 中心市街地活性化法に基づき、コンパクトなまちづくりの取り組みが進まない場合、今以上に都市機能の無秩序な拡散や中心市街地の空洞化が進展する恐れがある。これにより、中心市街地への来街者が減り商店街などに空き店舗が発生することにつながり、更に商店街に空き店舗が増加することで、活気がなくなると予想され、更なる空洞化に拍車がかかることが考えられる。
	② 事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事業	主要な事業
	事業開始からの継続年数	7年	4年
	③ これまでの見直し内容	(経営相談) ①中小企業のニーズに即した専門家の窓口配置の見直し・追加 ②新連携、事業承継、知財、農業経営支援など国が推進する先進的な政策課題対応の積極的推進 ③国・自治体や金融機関との積極的な連携推進による支援ネットワーク構築と中小企業への普及促進 ④利用者の利便性向上のため、Web相談、ホットライン(電話)などを導入 ⑤支援水準の向上に向けて、専門家の研修及び指導の実施、評価制度導入によるマネジメント(総合的検索サイトJ-Net21) その時々に必要な経営課題解決のための情報を整備し提供。 (例)新連携事例集(H17～)、ものづくり原点(H18)、にぎわい商店街(H18)、RoHS指令(H18)、地域資源活用チャンネル(H18)など	平成18年8月の改正中心市街地活性化法の施行に伴い、これまでの商店街やTMOから、都市機能の集約と生活拠点の再生、商業の活性化、賑わいの創出などに総合的に取り組む中心市街地活性化協議会等への支援に見直した。
	④ 国の重点施策との整合性	・中小企業支援法に規定する中小企業支援計画に基づき事業を実施 ・経営相談については都道府県センター等では対応困難な高度かつ専門的な課題等を中心に支援を実施。 ・総合的検索サイトJ-Net21は、ワンストップサービス及び3類型中小企業支援センター等の連携のための情報提供の一つに位置づけられている。	・平成18年に改正された中心市街地活性化法に規定する中心市街地活性化協議会の支援機関として中小機構は同法に規定
①	⑤ 受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	受益者: 不特定多数の中小企業者等 負担者: 中小機構(国) ※ 受益者負担は、なし。	受益者: 中心市街地活性化協議会、アドバイザー派遣を受ける中心市街地等 負担者: 中小機構(国) ※ 受益者負担は、アドバイザー謝金の1/3

(1) 事務・事業 のゼロ ベース での見 直し		財政支出への依存度 (国費/事業費) 注) 19年度予算額を計上	612,535 / 612,535	462,309 / 487,164
	②	これまでの指摘に対応する措置	指摘なし	指摘なし
	③	諸外国における公的主体による実施状況	(相談事業) 【アメリカ】 中小企業者等の支援のため、連邦政府のもと「中小企業開発センター(SBDC)」プログラムが制度化され、各州にリードセンター、サブセンター、サテライトオフィスが全米で1,100ヶ所設置されワンストップサービスを実施 【カナダ】 連邦政府と州政府が共同して運営するCanada Businessが中小企業経営者等の支援のための情報提供の総合窓口として機能するほか、各地域に設置されているセンターを通じて各種支援サービスが受けられる。 (総合的検索サイトJ-Net21) 【カナダ】 Canada Businessによる企業情報/投融資等の情報/中小企業の起業の方法・経営ノウハウ/政府・地域ビジネスサービスへのご案内等の情報提供がなされている。 【アメリカ】 Small Business Administration(SBA: 中小企業庁)による企業情報/中小企業施策/中小企業支援機関一覧/ビジネス関係ニュース等の情報提供がなされている。	【英国】 中心市街地を持続的に整備・繁栄させるために、官民が連携しTCM(Town Centre Management)を組織し、歩行者の利便性の確保や商業施設の整備、まち中の清掃活動等を支援している。 【アメリカ】 地域の活性化を推進するため、州法に基づきBID(Business Improvement District)が整備され、地区内の清掃、イベントの開催、循環バスの運行などのまちづくり活動に対して支援が行われている。
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	(相談事業) ○中期計画で定めた相談件数の抜本的な拡大という目標に対し、対平成15年度比48.2%の増加 ○知的財産支援、事業承継支援、農水省との連携による農業経営支援など、国策として推進すべき先進的な政策課題やオールジャパンで対応すべき重要な経営課題について、ワンストップサービス拠点として積極的に推進 ○役立ち度80%以上とする目標に対し、99%の満足度を得ている。 (総合的検索サイトJ-Net21) 年間目標アクセス数1,100万件に対し、以下のとおりアクセス件数が増加しており、平成18年度役立ち度調査において90.4%以上が「役に立つ」以上の評価といった高い評価が得られている。 平成16年度: 885万件 平成17年度: 1,693万件 平成18年度: 2,201万件	中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)による支援については、役立ち度99.9%[中期計画の目標80%以上]といった高い評価が得られている。
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		経営相談においては、 ①民間で同様な事業を行うことは元々採算上困難。また例えば複数のベンチャーキャピタルからの提案に関する選択、内容チェックなどの場合、偏らない中立的な立場での意思決定支援が困難となり、この機能を民間で代替することは不可能である。 ②都道府県ベース等の地方への移管は、全国ベースの支援機関であるが故に可能な広域的な支援や高度な経営課題への対応が困難となる。また全国的に推進すべき政策課題の推進機能が損なわれるなどから不可能である。 ③以上から、中小企業の経営上の課題解決、事業の継続・発展を支援する事業として不可欠。 総合的検索サイト(J-Net21)においては、中小企業施策・地域振興施策を実施する主体は国、都道府県等、中小機構など多岐・多彩にわたるが、これら支援策の普及に特化したJ-Net21は、我が国唯一のポータルサイトである。上記のアクセス件数に見られるように、いまや中小企業経営にとって、なくてはならない情報源となっている。	中心市街地活性化協議会等に対する全国的な支援や情報提供機能を備えている機関は他になく、まちづくりや賑わいの再生に向けて必要不可欠な事業である。
	事務・事業の見直し案(具体的措置)		-	-
	行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)		-	-
	理由		-	-
可	民営化の可否		否	否
	事業性の有無とその理由		-	-
	民営化を前提とした規制		-	-
	民営化に向けた措置		-	-
	民営化の時期		-	-

(2) 事務・事業の 民営化の検討	否	民営化しない理由		本事業は政策性が強く、もともと採算性が見込めるものではないため、民営化になじまない。 仮に民営化した場合、採算性優先により事業運営が偏る、幅広い専門家の活用が困難となる、全国的な公的支援機関との連携が困難となる、他の中小企業支援策との連携によるシナジー効果が低下する等の理由により、支援機能の十分な発揮が困難と考えられる。	中心市街地活性化協議会は、その活動自体が営利を目的とするものではなく、人員、資金的にも余裕が無い中で、多くの権利者と調整し合意をとりながらまちづくりを進めていく組織である。 そのような非営利の組織に対しては、利益を追求する民間企業では支援をすることは難しく、中小機構のような営利を追求せず中立公平で、全国に支部を設置し、全国各地の協議会に全国的見地からの情報やサポートを提供することが出来る組織でない限りは、協議会への支援は難しいと考えられる。
	該当する対象事業			a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、 <u>d相談</u> 、e広報・普及啓発、f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、 <u>d相談</u> 、e広報・普及啓発、f検査検定、g徴収、 <u>hその他</u>
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	官民競争入札等の実施の可否		否	否	
	可	入札種別（官民競争／民間競争）	-	-	
		入札実施予定時期	-	-	
		事業開始予定時期	-	-	
		契約期間	-	-	
	今後の対応	否	導入しない理由	中小企業者・支援機関の的確なニーズもつかみつつ、臨機応変に必要かつ適切な情報を収集・提供したり、国、地方自治体その他関係機関が実施する施策情報の一体的提供や、全国的に推進すべき政策課題の推進を中立・公平な立場で実施することを必要とするため、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。	中心市街地活性化協議会は、その活動自体が営利を目的とするものではなく、人員、資金的にも余裕が無い中で、多くの権利者と調整し合意をとりながらまちづくりを進めていく組織であり、そこへの支援は臨機応変にきめ細やかな対応を必要とするため、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。
(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容		中小企業、ベンチャー企業等からの知的財産や法務、マーケティングやビジネスプランなど幅広い経営課題に関する高度なアドバイスの情報提供	中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会）派遣事業 中心市街地商業等活性化診断・サポート事業 中心市街地商業等活性化支援業務（人材育成事業）	
	移管	移管の可否	否	否	
		可	移管先	-	-
			内容	-	-
			理由	-	-
	否	移管しない理由	・中小企業施策に広く精通し、本事業に必要な総合的・複合的に高いレベルの支援ノウハウを有している法人が他にないため。	中心市街地活性化協議会等に対する効果的な支援策を備えている機関は他にはなく、国の重点政策の解決に向けて必要不可欠である。	
	一体的実施	一体的実施の可否	否	否	
		可	一体的に実施する法人等	-	-
			内容	-	-
			理由	-	-
否	一体的実施を行わない理由	当機構は、我が国唯一の中小企業施策の総合的実施機関として設立され、中小企業施策に広く精通し、本事業に必要な総合的・複合的に高いレベルの支援ノウハウを有している法人が他にないため。	中心市街地活性化協議会等に対する効果的な支援策を有する機関は他にはなく、国の重点政策の解決に向けて必要不可欠である。		

※ 平成18年度末人員を記載

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		特定業務執行型	政策金融型	
事務・事業名		研修事業(大学校)	高度化事業	
事務・事業の概要		本事業は、中小企業支援担当者(中小企業支援法第三条第一項第四号の中小企業支援担当者をいう。)並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を実施	本事業は、 (高度化融資) ・国の政策目的に応えつつ、都道府県が進める地域政策に沿って、地域の中小企業の組合・グループがその中長期発展へのインフラ整備として行うプロジェクトに対し、都道府県が、無利子・超低利の長期資金を貸付。中小機構は、都道府県に対して資金供給(高度化出資) ・国の政策目的である中小企業の高度化を図るために、地域の中小企業者が作った株式会社等がその中長期発展のためのインフラ整備として行うプロジェクトに対して行う高度化融資事業について、当該株式会社等へ出資を実施することによりその自己資本の充実という形で高度化融資事業を補完する事業(地域中小企業応援ファンド) ・中小機構が都道府県に対し資金供給を行い、都道府県が機構資金と併せて、無利子で公益法人等に資金を貸付。その運用益により中小企業者等に対し助成を実施等の高度化に資する事業を実施。	
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)	2,839,449 , 2,856,110 (▲16,661)	－ , － (－)	
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)	－ , 3,602,244(－)	－ , 70,497,660(－)	
事務・事業に係る定員(19年度)※		158	48	
	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の主体、人員等)	中小企業に特化した研修及び中小企業支援施策を教育する民間主体は存在しない。	同種の事業を実施する機関はない
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	中小企業支援担当者等及び中小企業者の研修機会がなくなり、中小企業施策の全国展開に困難が生じること及び中小企業の経営基盤が脆弱になる恐れがある。平成18年度は33,149人が受講(中小企業支援担当者等4,116人、中小企業者29,033人)	複数の中小企業者が共同して実施する設備投資であって、基盤施設の整備のための出融資が進まず、中小企業者の経営基盤強化の機会の喪失、地域における顧客利便性の阻害の発生、地域活性化の喪失をもたらす恐れがある。 また、スタート・アップ応援型ファンドについては、中小企業による地域活性化のための新事業創出の機会を逃す恐れがある。
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事業	主要な事業
	③	事業開始からの継続年数	45年(昭和37年7月より事業を開始)	40年
		これまでの見直し内容	平成17年度末に市場化テスト(モデル事業)を試行すべく自ら実施を決定し、平成18年10月から平成20年3月まで中小企業大学校旭川校において事業を実施中(内閣府規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」の閣議決定(平成18年3月31日)にも記載)	・平成11年 事業内容の簡素化を図り、利用者及び制度運用者に分かりやすい制度体系とする。(事業種類の削減) ・平成13年 市場金利連動型の金利体系を導入 ・平成16年 事業内容の簡素化。リニューアル事業の貸付対象化 ・平成18年 出資対象を商業基盤施設に限定
	④	国の重点施策との整合性	・中小企業支援法に規定する中小企業支援計画に基づき事業を実施 ・平成19年6月19日の経済財政諮問会議に報告され、「基本方針2007」とともに内容が確定した経済成長戦略大綱(改定)において、「中小企業大学校を活用して地域の経営力強化、新卒等の若者対策、分野別対策を実施し、人材を育てて使う仕組みの形成を図っていく」とされており、中小企業大学校の活用は「地域・中小企業の活性化」の戦略のひとつに位置付けられている。	・中小企業基本法に基づき、国が実施する中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資する施策 ・中小企業の振興に係る特定の法令に基づく事業については、無利子融資による、一層の支援を実施例)中小小売商業振興法 中心市街地活性化法 中小企業新事業活動促進法 流通業務総合効率化法等 ・環境対策(アスベスト、物流効率化等)、災害復旧についても積極的に支援 ・中小企業地域資源活用促進法の目的である、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の支援の一環

(1) 事務・事業 のゼロ ベース での見 直し	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	受益者:研修受講者 負担者:中小機構(国)及び研修受講者 ※ 受益者負担は、受講料及び宿泊した際の寮費	受益者:貸付けを受けている中小企業者等 負担者:中小機構(国)
		財政支出への依存度 (国費/事業費) 注) 19年度予算額を計上	2,856,110 / 3,602,244	－ / 70,497,660
	②	これまでの指摘に対応する措置	指摘なし	別紙1に記載
	③	諸外国における公的主体による実施状況	【韓国】 中小企業振興公団が実施する中小企業向けの各種研修 【タイ】 工業省中小企業振興事務所が所管する中小企業育成制度 【米国】 中小企業研修ネットワーク:起業を目指す人々および中小企業経営者に対するインターネット上の研修コース 【カナダ】 人材開発省が中心となつて行うYouth Internshipは技術と経験を持つ人材を企業に提供。カナダ研究協議会のプログラムIRAPに基づいてイノベーション型中小企業が大学生等をインターンとして雇用する制度 【ドイツ】 職業教育は、職業専門学校と企業での実習を柱とする2本立て教育システムにより実施。2004年6月に政府、業界団体等の間で「ドイツの職業教育および専門家養成のための国家協定」を締結し企業研修を実施 【イタリア】 商工会議所は経済、経営、法務、マーケティング等のセミナーを企画し会員にサービスを提供	(高度化融資) 【イタリア】 手工業事業者の不動産投資、機械設備に対する優遇融資 対象者:手工業事業者およびその企業共同体、協同組合 融資対象:作業場の新設・取得・拡張等 金利:標準金利の45～65% 貸付期間:2年～10年 (地域中小企業応援ファンド) 【EU】 構造基金により、中小企業の物的資本(設備)投資、プロモーション・サービス、ネットワーク等共用事業サービス等に対する支援が対象となっている。
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その概観)	中期計画で定められた研修受講者の役立ち度80%に対して、役立ち度約97%となっているところ また、独法後も利便性を向上させるなどして、政策に基づいた研修を展開。近年の傾向として受講者も増加傾向 研修実績(中小企業者等研修+中小企業支援担当者研修) ・平成18年度:33,149人、1,039回(18,990人、567回) ・平成17年度:34,838人、971回(20,379人、518回) ・平成16年度:21,452人、675回(8,596人、265回) ・平成15年度:14,763人、430回(851人、28回) ※()内は大学校施設外で実施した研修	高度化事業の目的達成度[目標 貸付後3年後の目的達成率80%【中期計画】] ＜組 合＞ 平成18年度調査 89.4% 平成17年度調査 89.6% 平成16年度調査 91.1% ＜組合員＞ 平成18年度調査 94.0% 平成17年度調査 78.5% 平成16年度調査 66.3% ※貸付後3年を経過した組合、組合員を対象に調査
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		大企業と比較して、教育体制が完備されていない中小企業に対して施策として支援することは不可欠であり、仮に廃止した場合には中小企業支援担当者等及び中小企業者の研修機会が喪失され、中小企業施策の全国展開に困難が生じること及び中小企業の経営基盤が脆弱になる恐れがある。 さらに、当事業は他の支援施策と一体的に提供できてこそ多様な経営課題の解決も可能となる。	国の施策実現を強力に後押ししており、事業の内容からは民間主体による代替実施が困難視され、中小企業の経営基盤強化を目的とした大規模な設備投資を引き続き実現するためにも事業の継続は不可欠である。 仮に本事業を廃止した場合、全国の各地域で苦境に立ち向かう商店街への支援策、新事業や新規雇用の受け皿となる創業支援策などの大幅な後退が生じかねない。
	事務・事業の見直し案(具体的措置)		中小企業大学校による研修業務については、現在旭川校において市場化テスト(モデル事業)を実施しているが(平成18年10月～平成20年3月)、次期中期目標期間中に、全ての大学校において、企業向け研修への市場化テスト導入を図る。その際、旭川校で実施中のモデル事業で抽出された課題(事業受託者による地域ニーズを反映した研修企画の在り方、事業受託者選定の際の評価の在り方等)を検討し、積極的に対処する。	－
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)		－	－	
理由		－	－	
民営化の可否		否	否	
事業性の有無とその理由		－	－	

	可	民営化を前提とした規制の可能性・内容		-	-
		民営化に向けた措置		-	-
		民営化の時期		-	-
(2) 事務・事業の民営化の検討	否	民営化しない理由		・中小企業者に対する研修の特徴として、①個人から中堅企業までの規模と形態のバラツキ、多様な業種、地域性など画一的な教材とカリキュラムでの実施は困難、②このため実務家によるきめ細かい指導に加え中小企業の実態を理解した研修を企画運営できる者の配置の必要性、③募集についても点在する企業への募集の非効率さ、などがある。これらは規模の経済が働かないため、効率性を追求した民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されない恐れがある。 また、地域に格差を生じさせない均等な研修機会の確保、経営に負担をかけない程度での安価な受講料の設定など国の施策としての必要性はあるものと認識。 一方で全ての中小企業者に対して研修することは非現実的であり、中小企業の直接相談窓口となる中小企業支援担当者や商工会議所等の職員について能力向上を図ることは、政策の経済性、効率性の観点からも有効な手段であり、一層の充実を図ることが必要と認識している。これらの支援担当者等に対する研修は、地域と多くのインターフェースをととして、支援担当者等の活動内容を最も熟知している中小機構がその研修の企画・運営しているところ。	民間の主体では、複数の中小企業者が共同して実施する設備投資であって、基盤施設の整備のための出融資が進まず、中小企業者の経営基盤強化の機会の喪失、地域における顧客利便性の阻害の発生、地域活性化の喪失をもたらす恐れがある。 また、収益を生まないスタート・アップ応援型ファンドについては民営化になじまないため、民営化により中小企業による地域活性化のための新事業創出の機会の喪失をもたらす恐れがある。
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営 、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、 hその他
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否		可	否
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	民間競争	-
			入札実施予定時期	平成20年度	-
			事業開始予定時期	平成21年度	-
			契約期間	次期中期目標期間（平成21年度～平成25年度）	-
	否	導入しない理由		-	高度化事業は極めて政策性が高い事業であり、都道府県と中小機構(国)が一体となって実施する事業でもあることから、調整事項が多岐にわたり臨機応変に対応することを必要とするため、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。
(4) 他の法人への	対象となる事務・事業の内容		研修 施設の管理・運営	高度化事業(都道府県等への融資、第三セクターへの出資、事業協同組合等への診断・助言)	
	移管	移管の可否		否	否
		可	移管先	-	-
			内容	-	-
			理由	-	-
	否	移管しない理由		中小機構は中小企業の様々な経営課題を解決するため、企業の経営資源に合わせた支援ツールの総合性も必要と思料。大学校研修についても機構の支援ツールの一翼を担うものであり他法人への移管は困難である。 支援担当者等に対する研修についても、地域と多くのインターフェースをととして、支援担当者等の活動内容を最も熟知している中小機構が研修の企画・運営をすることが適当である。	高度化事業は極めて政策性が高い事業であること。 また、都道府県と中小機構(国)が一体となって実施する事業であること。 事業目的達成に向けて事業計画策定時から、融資実行後まで診断・助言を行っており、融資と診断を一体化して行うことができる専門性の高い機関で実施する必要性があること等の理由から困難
一体的実施の可否		否	否		

移管・ 一体的 実施	一体的 実施	可	一体的に実施する法人等 内容	-	-
			理由	-	-
		否	一体的実施を行わない理由	中小機構は、中小企業の様々な経営課題を解決するため、企業の経営資源に合わせた支援ツールの総合性も必要と史料。大学校研修についても中小機構の支援ツールの一翼を担うものであり他法人との一体的実施は困難。 また、中小企業者に特化した研修を実施している法人はないため、研修を一体的に実施した場合に中小企業者研修の特徴である、①個人から中堅企業までの規模と形態のバラツキ、多様な業種、地域性など画一的な教材とカリキュラムでの実施は困難、②このため実務家によるきめ細かい指導に加え中小企業の実態を理解した研修を企画運営できる者の配置の必要性、③募集についても点在する企業への募集の非効率さ、などの課題は克服せざるを得なくかえって非効率さを招く恐れもあり。 支援担当者等に対する研修についても、地域と多くのインターフェースをとおして、支援担当者等の活動内容を最も熟知している中小機構が研修の企画・運営をすることが適当である。	高度化事業は極めて政策性が高い事業であること、また、都道府県と中小機構(国)が一体となって実施する事業であることが重要であり、事業目的達成に向けて事業計画策定時から、融資実行後まで診断・助言を行っており、融資と診断を一体化して行うことができる専門性の高い機関で実施する必要性があることから、中小機構の他に適切な実施機関はないと考えられる。

※ 平成18年度末人員を記載

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型			特定事業執行型 (共済・保険・労務提供等)	特定事業執行型 (共済・保険・労務提供等)
事務・事業名			小規模企業共済事業	中小企業倒産防止共済事業
事務・事業の概要			小規模企業者(個人事業主、法人役員)が廃業、死亡、老齢により事業主又は役員を退職した場合に、事業再建資金や生活安定資金として、共済金等を支給する共済制度の運営を実施。	取引先企業の倒産の影響によって、中小企業者が連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度の運営を実施。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)		3,441,457 , 3,467,955(▲26,498)	815,667 , 832,171(▲16,504)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)		- , 1,086,567,975(-)	- , 84,926,612(-)
事務・事業に係る定員(19年度)※			58	46
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の主体、人員等)	小規模企業者の転廃業資金の供給及び生活の安定資金の供給を主旨とした事業で、民間主体で実施しているものは無い	連鎖倒産を防止するため取引先事業者が倒産した場合に、金融審査を行わず、無利子・無担保・無保証人にて貸付を行う主旨の事業で、民間主体で実施しているものは無い
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	小規模企業の転廃業対策として本制度は、制度発足以来加入者に対し共済金等として約7兆円を支給し、現在では125万人の在籍者を有し、預り資産は8兆円となっている。このため、本事業を廃止した場合は、経営基盤の弱い125万小規模事業者の生活の安定のための施策を奪うことになり、多大な不安を与えることになる。 本制度は国の中小企業政策としての経営セーフティネット対策のうち小規模企業政策の柱の1つとして小規模企業者の事業の安定に寄与してきていることから、本事業を廃止した場合は、転廃業資金や小規模事業者の老後の生活が不安定になるなど社会的影響は多大である。	中小企業者の連鎖倒産を防ぐための本制度は、制度発足以来1兆6千億円超の資金の貸付を行い連鎖倒産の防止に貢献しており、現在では30万社の在籍者を有している。このため、本事業を廃止した場合は、他者を原因とする倒産から自社を守るための施策の一つを奪うことになり、30万事業者にとって売掛金債権が回収できなくなった場合の影響は計り知れないものとなる。 本制度は国の経営セーフティネット対策の内、倒産対策としての中小企業政策の柱の1つとして、中小企業者の連鎖倒産防止に貢献してきており、本事業を廃止した場合、取引先の倒産の影響を直接受けることになり、経営基盤の脆弱な中小企業への影響は多大である。
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事業	主要な事業
	③	事業開始からの継続年数	42年	29年
		これまでの見直し内容	5年ごとに法令の見直しを行ってきている。最近時では平成15年の見直しにおいて、共済金額の変更を機動的に行えるよう政令事項とする改正を行っている。	5年ごとに法令の見直しを行ってきている。平成10年度においては中小企業者の定義拡大・倒産定義の変更、昭和60年度には貸付限度額の引上げ等の見直しを行っている。
	④	国の重点施策との整合性	中小企業基本法第22条第4項、小規模企業共済法(昭和40年6月1日法律第102号)に基づく事業	中小企業基本法第22条第3項、中小企業倒産防止共済法(昭和52年12月5日法律第84号)に基づく事業
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	受益者・負担者: 契約者 * 事務運営費については、中小機構が負担。	受益者・負担者: 契約者 * 事務運営費については、中小機構が負担。
		財政支出への依存度 (国費/事業費) 注) 19年度予算額を計上	3,467,955 / 1,086,567,975	832,171 / 84,926,612
	②	これまでの指摘に対応する措置	指摘なし	指摘なし
	③	諸外国における公的主体による実施状況	【韓国】 中小企業中央会において2007年9月1日開始予定	【韓国】 中小企業中央会において1982年12月法律制定、1984年6月開始

	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	制度発足以来加入者に対し共済金等として約7兆円を支給し、小規模企業の転廃業対策に貢献しているなど、十分な効果が得られている。	制度発足以来1兆6千億円超の資金の貸付を行い中小企業者の連鎖倒産の防止に貢献しており、十分な効果が得られている。
		事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	国の中小企業政策としての経営セーフティネット対策のうち、小規模企業政策の柱の1つとして不可欠	国の経営セーフティネット対策のうち、倒産対策としての中小企業政策の柱の1つとして不可欠
事務・事業の見直し案（具体的措置）			—	—
行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）			—	—
理由			—	—
(2) 事務・事業の 民営化の検討	可	民営化の可否	否	否
		事業性の有無とその理由	—	—
		民営化を前提とした規制	—	—
		民営化に向けた措置	—	—
		民営化の時期	—	—
	否	民営化しない理由	総収入(掛金・運用収入等)と総支出(共済金等の支払い)が同じになる(収支相当の原則)を基に制度設計されており、生じた利益はすべて加入者に還元あるいは制度維持に充てられることとなっているため収益事業として成立しない。	収支相当を基に制度設計されており、生じた利益はすべて制度維持に充てられることとなっているため収益事業として成立しない。
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他
	可	官民競争入札等の実施の可否	否	否
		入札種別(官民競争/民間競争)	—	—
		入札実施予定時期	—	—
		事業開始予定時期	—	—
		契約期間	—	—
	否	導入しない理由	収支相当を基に制度設計されており、運用により生じた利益はすべて加入者に還元あるいは制度維持に充てられることとなっている共済事業として成立しているもの。さらに、制度発足当初から事業経費は国からの交付金で全額手当てしている。 また、政策的な要請から災害対応融資をはじめとする貸付制度にかかる制度改革が随時なされたり、緊急復興支援のための窓口の設置を行政庁から要請されるなどの臨機応変の対応も求められることから、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等導入は困難であると考え	収支相当を基に制度設計されており、運用により生じた利益はすべて加入者に還元あるいは制度維持に充てられることとなっている共済事業として成立しているもの。さらに、制度発足当初から事業経費は国からの交付金で全額手当てしている。 不正貸付に伴う事件発生による対警察対応や債権回収に伴う訴訟に係る事務に臨機応変に対応することが求められることから、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考え
(4) 他の法人への 移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容			
	移管	移管の可否	否	否
		移管先	—	—
		内容	—	—
		理由	—	—
	否	移管しない理由	中小機構では、中小企業者のレベル・状況に応じた多様なニーズに対応するため、様々な支援策を各事業が連携をとりながら一体的・体系的に実施しているところであり、本共済制度は「経営環境変化への対応」支援として重要な役割を果たしている。また、制度普及及び事業実施の面においても他の中小企業支援事業との連携により、効率化が図られているところである。	中小機構では、中小企業者のレベル・状況に応じた多様なニーズに対応するため、様々な支援策を各事業が連携をとりながら一体的・体系的に実施しているところであり、本共済制度は「経営環境変化への対応」支援として重要な役割を果たしている。また、制度普及及び事業実施の面においても他の中小企業支援事業との連携により、効率化が図られているところである。
	一体的実施	一体的実施の可否	否	否
		一体的に実施する法人等	—	—
		内容	—	—
		理由	—	—
	否	一体的実施を行わない理由	中小機構では、中小企業者のレベル・状況に応じた多様なニーズに対応するため、様々な支援策を各事業が連携をとりながら一体的・体系的に実施しているところであり、本共済制度は「経営環境変化への対応」支援として重要な役割を果たしている。また、制度普及及び事業実施の面においても他の中小企業支援事業との連携により、効率化が図られているところである。	中小機構では、中小企業者のレベル・状況に応じた多様なニーズに対応するため、様々な支援策を各事業が連携をとりながら一体的・体系的に実施しているところであり、本共済制度は「経営環境変化への対応」支援として重要な役割を果たしている。また、制度普及及び事業実施の面においても他の中小企業支援事業との連携により、効率化が図られているところである。

※ 平成18年度末人員を記載

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
＜事務・事業関係＞

該当類型			資産債務型 (事業用)	特定事業執行型	政策金融型
事務・事業名			産業用地業務	繊維業務	直接出資・債務保証
事務・事業の概要			本事業は、産業用地(工配・産炭、その他)に対しての造成、管理、譲渡等を法令に基づき実施。 旧地域振興整備公団が融資・承継した債権を用地譲渡割賦債権、地域産業活性化を支援する第三セクターに旧地域振興整備公団が出資した出資金の管理を実施。	本事業は、繊維中小事業者の自立化への取り組みに対する助成、繊維中小企業団体等が実施する展示会・求評会に対する助成、ビジネスマッチングの場を提供する商談会、新作絹織物等の展示会開催に対する支援の他、先進的な企業経営や情報化の推進を担う人材の育成を支援や繊維中小事業者の情報化を支援を実施。	本事業は、大学等技術移転促進法、中心市街地活性化法、中小企業新事業活動促進法(創業者)及び改正前産業活力再生特別措置法に基づき民間金融機関からの資金調達に限界(事業)リスクが高い、担保力が不足、所要資金が多額等)のある事業に対して、債務保証・出資を行い、当該事業資金の調達の円滑化を図る、また、改正後産業活力再生特別措置法に基づき事業再生円滑化及び技術活用事業革新円滑化に係る保証制度を実施や、中小企業新事業活動促進法に基づく特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための施設の整備に必要な資金に対する出資を実施。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)		28,493 , 29,225(▲732)	- , 118,882(▲118,882)	- , -(一)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額) 注) 数値は左より 20年度、19年度 (差額)		- , 32,645,209(-)	- , 4,251,702(-)	- , 363,600(-)
事務・事業に係る定員(19年度)※			96	8	6
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	①	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の主体、人員等)	・産業用地提供事業 地方圏において民間が実施する産業用地の造成・分譲事業は稀少 ・賃貸工場施設事業 民間が実施する賃貸工場事業は稀少	中立的な立場で総合的・複合的な支援、及び全国の繊維中小事業者に対する均一的な支援を行っており、民間で同種の事業を行うところはない。	該当する民間事業体なし
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	・産業用地(工配・産炭)の提供については、法令に基づき、平成26年3月までに終了予定 ・その他の産業用地提供事業及び賃貸工場施設事業については、経過期間完了後に廃止 なお、産業用地提供事業については、平成18年度末時点で未利活用面積が約900haあり(機構発足時:約1,300ha)、事業の終了時期までその利活用促進を図る必要があることから本事業は経過期間について実施することが必要	繊維事業については、機構法附則に基づき平成22年5月末廃止予定	中小企業者等の事業活動が滞る虞があり、上記法律の目的が達成できなくなる。
	②	事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	経過業務	経過業務	主要な業務
	③	事業開始からの継続年数	45年	41年	29年
		これまでの見直し内容	産業用地(工配・産炭)の提供については、法令に基づき、平成26年3月までに終了。 集積法及び新事業法の廃止により、両法に基づく産業用地提供事業及び集積法に基づく賃貸工場施設事業は、経過業務(当分の間)として位置付けである。	法令に基づき平成22年5月末廃止	「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資業務等の見直しについて」(平成18年12月18日行政改革推進本部決定)の指摘を踏まえて、産業活力再生法に基づく出資業務及び債務保証(事業革新設備保証)については、廃止(平成19年度)
	④	国の重点施策との整合性	独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第5条及び第6条に基づく経過措置による事業 (旧公団法等による事業)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第8条に基づく経過措置による事業 (旧繊維法による事業)	大学等技術移転促進法、中心市街地活性化法、中小企業新事業活動促進法、産業活力再生特別措置法の各法律に基づく業務
	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	・産業用地提供事業 受益者:立地企業 負担者:立地企業(土地代負担) ・賃貸工場施設事業 受益者:施設入居企業 負担者:施設入居企業(居室賃料負担)	受益者負担はなし	受益者:被保証人 負担者:被保証人(保証料)
		財政支出への依存度 (国費/事業費) 注) 19年度予算額を計上	29,225 / 32,645,209	118,882 / 4,251,702	- / 363,600
	②	これまでの指摘に対応する措置	指摘なし	指摘なし	別紙1に記載
	③	諸外国における公的主体による 実施状況	このような事業は存在しない	繊維に特化した事例はなし	米、英、独、仏、伊ほか広く世界において公的保証制度が運営されている。
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その規模)	○産業用地の分譲・賃貸実績 ・平成16年度:98.1ha 平成17年度:170.2ha 平成18年度:162.5ha ・機構発足後10団地を売却 ○雇入人員等の計画値(平成18年度立地企業) ・雇入人員:約5,700人 ・設備投資額:約960億円	平成15年度～平成17年度 自立事業交付決定延べ367件。うち効果があったとするもの93%(平成18年調査)	平成18年度末 債務保証残高 177億円
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価		・産業用地(工配・産炭)の提供については、法令に基づき、平成26年3月までに終了予定 ・その他の産業用地提供事業及び賃貸工場施設事業については、経過期間完了後に廃止 なお、産業用地提供事業については、平成18年度末時点で未利活用面積が約900haあり(機構発足時:約1,300ha)、事業の終了時期までその利活用促進を図る必要があることから本事業は経過期間について実施することが必要	法令に基づき平成22年5月末廃止	「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資業務等の見直しについて」(平成18年12月18日行政改革推進本部決定)の指摘を踏まえて、いずれの業務も廃止又は見直しの対象となっている。ただし、改正産活法に基づく事業再生円滑化及び技術活用事業革新円滑化に係る各保証制度については、国の重要な政策課題であり不可欠
事務・事業の見直し案(具体的措置)			法令に基づき、平成26年3月までに事業終了。	法令に基づき、平成22年6月までに事業終了	次期中期目標期間中に廃止することとされている業務を廃止。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)			-	-	-

(2) 事務・事業の 民営化の検討	理由		—	—	—	
	可	民営化の可否	否	否	否	
		事業性の有無とその理由	—	—	—	
		民営化を前提とした規制の	—	—	—	
		民営化に向けた措置	—	—	—	
		民営化の時期	—	—	—	
	否	民営化しない理由	経過措置に基づき平成26年3月末廃止	経過措置に基づき平成22年5月末廃止	・採算性の問題から民間事業者の参入がなく国が推進する必要がある。 ・また、商業基盤施設等の整備については、多額の初期投資が必要な一方、その収益性は非常に低い施設であり、民間企業では不可能	
(3) 官民競争入札 等の積極的な 適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営b研修、c国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	
	今後の 対応	官民競争入札等の実施の可否	否	否	否	
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	—	—	—
			入札実施予定時期	—	—	—
			事業開始予定時期	—	—	—
		否	導入しない理由	契約期間	—	—
	経過措置に基づき平成26年3月末廃止			経過措置に基づき平成22年5月末廃止	事業実施に際して、いつ相談が入るかわからない債務保証案件の信用付与事務や出資決定事務を実施したり、保証案件や出資案件に関し、毎年度の業務量が見通せない管理事務を行うに当たり、臨機応変に対応することを必要とするため、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。	
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		その他	その他	その他	
	移管	移管の可否	否	否	否	
		可	移管先	—	—	—
			内容	—	—	—
			理由	—	—	—
		否	移管しない理由	経過措置に基づき平成26年3月末廃止	経過措置に基づき平成22年5月末廃止	・採算性の問題から民間事業者の参入がなく国が推進する必要がある。 ・また、平成18年5月に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が「中心市街地の活性化に関する法律」に改正。国の重点政策のとして必要不可欠
	一体的 実施	一体的実施の可否	否	否	否	
		可	一体的に実施する法人等	—	—	—
			内容	—	—	—
否		一体的実施を行わない理由	理由	—	—	
	経過措置に基づき平成26年3月末廃止		経過措置に基づき平成22年5月末廃止	・採算性の問題から民間事業者の参入がなく国が推進する必要がある。 ・また、平成18年5月に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が「中心市街地の活性化に関する法律」に改正。国の重点政策のとして必要不可欠		

※ 平成18年度末人員を記載

<組織関係>		
(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	－
	理由	－
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	・当機構は、中小企業者のニーズを的確に反映するため、直接の接点となる支部等について、全職員の5割以上を重点的に配置。 ・これまで産業用地事務所を一部前倒して廃止し、支部に統合するなど支部体制の組織の充実及び効率化に対して機動的に対応してきたところ。今中期目標期間中に全ての産業用地事務所(3ヶ所)及び開発所(3ヶ所)を全廃し支部に統合。
	理由	組織全体の効率的な運用を図るため。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		・当機構HPにおいて、平成16年～18年度の「中小企業基盤整備機構の役職員の報酬・給与等について」を公表
		役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレース指数)	・対国家公務員指数 127.6 ・在職地域 121.4 ・学歴構成 122.6 ・在職地域・学歴構成 117.4
		人件費総額の削減状況	平成18年度に役職員の給与引下げ等の策を講じ、前年度に比べて総額で▲1.7%を削減 ①役員報酬については、月例支給額を平成18年度から5年間で9%引下げ(国家公務員6.7%引下げ) ②職員の給与については、俸給月額を平均6.5%引下げ(国家公務員4.8%引下げ) ③55歳以上の昇給停止を継続(国家公務員55歳以上の昇給停止を廃止) ④一般職員の賞与については、平成17年度に対して0.2ヶ月引下げ この結果、平成18年度に公表されたラスパイレース指数では129.9(平成17年度決算)に対し、19年度公表では127.6(平成18年度決算)まで低下
	②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	・一般管理費・平成15年度と比較して26.3%の削減 ・運営費交付金・平成17年度の継続事業分は16.2%の削減。全体では前年度比1%の削減を達成(平成18年度実績)。平成17年度運営費交付金は213.8億円(平成18年度・既存事業179.1億円+新規事業32.5億円=211.6億円)
		効率化目標の設定の内容・設定時期	・一般管理費(退職手当を除く)を5年で30%程度削減 ・運営費交付金事業を5%程度(年1%程度)の経費削減 ・人件費の削減(平成17年度から5年で5%以上の削減)(*)第1期は中期目標期間までに3%以上の削減 ・役職員給与の見直し ・適切な受益者負担(研修、専門家派遣)の導入、等
	③民間委託による経費節減の取組内容		・内部管理業務(福利厚生、宿舍管理)のアウトソーシングを遂行(前年度は給与支払業務、社会保険手続き業務をアウトソーシング)。共済手続き事務、研修業務(東京校)、J-Net21運営業務の運営(包括外注)のアウトソーシングにより、業務を効率化を実施
④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		・財務会計処理システム導入に向けた現状分析を行うとともに、人事給与とシステムとの統合方針を決定。機構全体の情報システム基盤強化のため「情報システム基盤センター」を設置するとともに、財務会計、人事給与を含む業務管理システムを刷新するため、「業務改革・システム準備室」を設置(H18.4) ※平成19年度中に新システムを構築予定	
情報公開の現状		○ 中小企業基盤整備機構における随意契約情報の公表に関する運用指針(06.09.26中機調管第3号平成18年9月29日付け)を策定 中小企業基盤整備機構における随意契約情報の公表に関する運用指針 (目的) 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、契約の透明性及び公正性をより高めることを目的として、随意契約に係る公表事項を下記により定める。 (運用指針) 機構の契約事務に際し、独立行政法人中小企業基盤整備機構会計規程(規程16第3号)第32条第1項の運用指針は、規定により随意契約としたもの並びに中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領(要領16第29号)第22条第1項第7号から第10号まで及び第2項の規定により、随意契約としたものについて、次により公表するものとする。 ただし、政府調達事務取扱要領(要領16第32号)に規定する特定調達契約及び中小企業基盤整備機構工事等請負業者選定事務処理要領(要領17第1号)に規定する工事及び業務に係る契約を除く。 (1) 公表の時期及び方法 随意契約を締結した日の翌日以降に速やかに機構ホームページで公表する。公表する期間は、随意契約を締結した日の属する月から1年間を経過する月まで掲載 (2) 公表の内容 ・随意契約に係る物品等または役務の名称及び数量 ・契約担当役(分任契約担当役)の氏名及び支部等の名称、住所 ・随意契約を締結した日 ・契約の相手方の商号又は名称及び住所 ・契約金額 ・随意契約によることとした理由 ○ 同指針に則って同年10月より機構ホームページにて情報公開を実施	

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	見直しの方向		原則、として、全ての契約を一般競争入札など(競争入札及び企画競争・公募に移行させる。
	関連法人	名称	別添資料のとおり
		契約額	
		うち随意契約額 (%)	
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	
	関連法人以外の契約締結先	名称	別添資料のとおり
		契約額	
		うち随意契約額 (%)	
		当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	
	(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載	
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載		

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	現在の中期目標は、 I.業務運営の効率化に関する事項 ①政策目標に対応した機動的な組織運営、②人的資源の有効活用、③事業の企画立案プロセスの構築と事後評価の徹底、④業務全般の効率化) II.国民に提供するサービスの質の向上に関する事項 ①創業、既存企業の新事業展開の促進、②経営基盤の強化、③経営環境の変化への対応の円滑化、④施策情報の提供機能の充実、⑤期限の定められている業務等) III.財務内容の改善に関する事項」ごとに記載。 ○主な数値目標と、その実績は以下のとおり。 ①一般管理費(退職手当を除く)については、特殊法人時の最終年度(平成15年度)と中期目標期間の最終年度(平成20年度)を比較して、30%程度削減する。 →平成15年度比26.3%の削減(平成18年度実績) ②運営費交付金により行う事業は、特殊法人時のそれに相当する補助金を充当して行う事業に対して、5%(年1%程度)の経費削減を行う。中期目標期間中の各年度において新たに行う運営費交付金充当事業についても翌年度から年1%の経費削減を行う。 →平成17年度の継続事業分は16.2%の削減。全体では前年度比1%の削減(平成18年度実績) ③行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減を行う。 →前年度比1.7%の削減(平成18年度実績) ④中期目標期間終了後の未利用面積が中期目標開始時点に比べ概ね半減(中核団地、産炭団地、頭脳団地、OA団地) →平成18年度末までの3カ年度で未利用面積を3割減
	今後の取組方針	第1期中期目標期間における事業実績、事業成果の評価を行い、業務効率化指標(一般管理費、運営費交付金、人件費)に加えて、サービスの向上に係る目標の一層の明確化について、中期目標期間内に検討し、次期中期目標に反映
(2) 国民による意見の活用	現状	・各事業の利用者アンケートにより、顧客ニーズ・顧客提案を積極的に活用し、事業を改善 ・利用者が自由に意見、クレーム等を送れるように各窓口にお客様用の葉書(お客様の声)を設置し、いただいた意見に個別に対応する他、事業の担当セクションと課題を共有し、事業の実施方法の改善等に反映している。 (具体的な事業の改善例 平日19時まで(時間延長)と土曜日に電話相談(何でも相談ホットライン、共済相談)を実施、インターネットを活用した経営相談の予約受付等) ・ホームページ上に「機構への問い合わせ窓口」を設置し、利用者等の意見を広く聴取し、事業改善等に反映 ・各大学校、インキュベーションにおいては、都道府県、商工会議所、大学教授等学識経験者等をメンバーとする運営委員会を設置。運営委員会の意見を聴き、年間の研修計画、事業計画を策定し、事業を実施 ・外部の有識者からなる事業評価委員会を設置し、有識者の意見を取り入れ、事業を評価し、運営に活用(ファンド評価委員会、広報委員会、市場化テスト等)
	今後の取組方針	・引き続き「利用者アンケート」「お客様の声」を利用することにより、顧客ニーズ・顧客提案を広く取り入れ、顧客の立場に立った事業改善を実施する。 ・機構が支援を行った中小企業等とのコミュニケーションの継続により、忌憚のない意見を聴ける関係の構築を図る。

(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）		・機構設立時から、各部から独立した「監査室」を設置し、内部監査等の内部統制を実施 ・加えて平成17年度に役職員からなるコンプライアンス委員会を設置し、機構の理念体系（基本理念、経営方針、行政憲章（5Cアクション））を策定し周知したところ。 また、コンプライアンス意識の高揚及び内部統制の機能強化を図るため、19年4月に「コンプライアンス統括室」を設置 ・職員に対する研修の実施 法令遵守や法人倫理確立等に向けた取組の一環として、役員・管理職・非管理職等各階層別にきめ細かく実施 平成18年度の研修例 ①全役職員向けに個人情報保護基礎コース（WEBラーニング）の受講を義務付けて実施。 ②役職員倫理規程の改正に併せ、全役職員向けに手引き、携帯用冊子を作成・配布し、説明会・研修等で職員に周知徹底		
	今後の取組方針		・役職員に対するコンプライアンス意識の向上・定着を図るため、各部署にコンプライアンス担当者を配置するとともにコンプライアンス情報掲示板を設置。 ・役職員が守るべきルール・基準等について現場の状況を踏まえた「コンプライアンス・ハンドブック」を作成、研修用テキストとして活用。 ・機構におけるコンプライアンス推進・体制に係る評価機関として、外部委員からなる「中小機構コンプライアンス審議会（仮称）」を設置。		
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果		・機構法及び省令に基づく区分ごとの経理を実施（8勘定、12経理単位）している。 一方、各種事業の連携による相乗効果を高めるための組織編成をとり、勘定をまたがる横断的な事業執行を行っていることから、共通経費の配賦等が複雑になり管理会計活用を阻害している。 このため、平成18年度より中間決算を試行的に実施し、収支状況の期中把握により、適切な経営管理に取り組んでいるところ。 また、予算管理面では、事業単位の予算執行管理を財務会計システムにより随時把握することにより、 機動的な事業・業務の見直しとメリハリを付けた事業が遂行できるよう、財務会計システムの再構築を実施中		
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況		・大学校やインキュベーション等の施設別収支状況の把握に試行的に取り組んでおり、精度の向上に向けた検討を実施中		
	今後の取組方針		・事業別、施設別の予算執行状況や収支状況把握に向けた財務会計システムの再構築により、機動的な経営管理の実現への取組みを行う。		
(5) 自己収入の増大等による 財源措置	自己収入の内容（平成18年度実績）				
	共同研究資金		－		
	利用料		大学校事業収入（受講料等）： 941,194千円 アドバイザー派遣等受益者負担： 154,588千円 不動産関係事業収入（賃貸施設等賃料収入等）： 2,430,012千円		
	寄付金		－		
	知的財産権		－		
	その他		－		
	計		3,525,794千円		
	見直し案		平成19年度において試行的にビジネスマッチング事業の出展料（1小間出展当たり52,500円）を徴収し、受益者負担の拡大に取り組むこととしている。		
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく中小企業基盤整備機構の処分に係る審査基準等について」（平成16年7月1日中機調第14号）を定め情報公開に対応している。機構のホームページから情報公開を説明するとともに、組織、業務に関する情報、決算、財務に関する情報、組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報等、また、平成18年度の随意契約、小規模企業共済の資産運用に関する情報を公開している。また、機構のホームページから法人文書ファイルの検索が行える。平成18年度に情報開示請求が2件あり規程に基づき対応している。			
	今後改善を予定している点	現状 機構のホームページから情報公開を進めているほか、各事業部門では事業に固有の情報、(例) ①新事業支援部 事業化助成金採択状況の情報を公開 ②経営基盤支援部 中小繊維製造事業者への助成金交付決定先の情報を公開 ③ファンド事業部 「地域中小企業応援ファンド」の出融資 決定の情報を公開 ④産業用地部 用地やインキュベーション施設の状況の情報を公開 等 している。今後も情報公開の透明性を確保し、開示請求にも適切に対応していく。			
その他		－			

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
中小企業基盤整備機構	政策金融型	ファンド出資	18年度	平成18年12月の行政改革推進本部決定「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて」において、以下の指摘を受けている。 ・事業目的を踏まえた適切な事業運営、事業成果の向上等の観点から、外部有識者による評価委員会を設置した上で検討を進め、その結果を事業の運営に適時適切に反映させるものとする。	内閣府 行政改革 推進本部	②	事業の効果的推進等のため、以下の取組みを実施・推進中。特に、事業の評価・検討に関しては、外部有識者による評価委員会を設置し検討を進めている。(平成18年度) ① 定量的な事業成果指標の設定及び事業評価の実施 ② 事業実績、事業成果を踏まえた事業のあり方の見直し ③ 設立後、一定期間が経過したファンドを対象とした中間評価 ④ 販売先紹介や専門家派遣等投資先企業に対する経営支援の積極の実施 ⑤ 投資先の選定能力等を踏まえたファンド運営会社の選定
	特定事業執行型	研修業務（大学校）	17年度	〔平成17年度〕 市場化テスト（モデル事業）の実施 〔内閣府規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」の閣議決定（平成18年3月31日）〕	内閣府	①	市場化テスト（モデル事業）を旭川校にて実施(平成18年度)
	政策金融型	高度化事業	18年度	平成18年12月の行政改革推進本部決定「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて」において、以下の指摘を受けている。 (1)制度・運用の更なる改善 (7)支部の活用を含め、事業構想段階、運営段階における指導・助言等の充実のための体制の強化 (4)限度額連帯保証制度等の制度・運用面での改善 (2)融資案件の限定等 新たな不良債権の抑制や民業補完の観点から案件を限定して融資を実行 (3)不良債権の削減 平成17年度末の不良債権額を5年間で概ね半減させることを目指して以下の措置を講ずる。 (7)都道府県の債権管理支援 (4)新規不良債権の発生抑制や債権正常化の促進等 (7)適切な償却等の実施	内閣府 行政改革 推進本部	②	(1)制度・運用の更なる改善 (7)9支部に高度化事業担当者を配置（平成18年度） (4)都道府県高度化担当者会議等において、制度・運用面の改善内容を周知（平成18年度） (2)融資案件の限定等 融資先の返済能力を踏まえた償還可能性等を十分精査するなど指摘を踏まえた融資に取り組んでいる。(平成18年度) (3)不良債権の削減 (7)都道府県の業務担当者を対象とした専門研修の実施。債権管理アドバイザーの増員・支部への配置、都道府県におけるサービスへの回収委託の促進等により、都道府県の債権管理支援を実施(平成18年度) (4)再生支援を行う先と回収を進める先の分類に係る基準等を示した対応指針などを策定し、都道府県へ周知(平成18年度)。平成19年度は、都道府県との連携のもと、個別案件ごとに分類を行い、早期の事業再生の推進等を実施する。(平成19年度) (7)適切な償却の実施のため、民間基準に準拠した規程を整備し、都道府県へ周知(平成18年度)
	政策金融型	直接出資・債務保証	18年度	平成18年12月の行政改革推進本部決定「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて」において、次のとおり指摘を受けている。 〔直接出資〕 (1)産業活力再生法に基づく出資業務については、廃止する。 (2)中小企業新事業活動促進法に基づく出資業務については、廃止する。 (3)中心市街地活性化法に基づく出資業務については、今後の業務実績を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。 〔債務保証〕 (1)中小企業新事業活動促進法、産業活力再生法及び大学等技術移転促進法保証については、廃止する。 (2)中心市街地活性化法に基づく債務保証については、今後の業務実績を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。	内閣府 行政改革 推進本部	〔直接出資〕 (1)については① (2)については② (3)については③ 〔債務保証〕 (1)については① (2)については② (3)については③	〔直接出資〕 (1)産業活力再生法に基づく出資業務：廃止済（平成19年度） (2)中小企業新事業活動促進法に基づく出資業務：廃止予定（平成20年度） (3)中心市街地活性化法に基づく出資業務：ニーズや今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行う。 〔債務保証〕 (1)産業活力再生法に基づく債務保証（事業革新設備保証）：廃止済（平成19年度） (2)中小企業新事業活動促進法、大学等技術移転促進法に基づく債務保証保証：廃止予定（平成20年度） (3)中心市街地活性化法に基づく債務保証：ニーズや今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行う。

注1. 見直し実施年度には次期中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「(動向の方向性)における指摘事項の措置状況（平成19年8月現在）」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

別添

契 約 締 結 先 一 覧
(独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開 別紙)

平成19年3月末現在

<関連法人>

(単位:円)

名 称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職者(役員の氏名 及び当該役員の独立行政法人におけ る最終職名)
企業共済協会	489,677,790	483,162,809	98.7%	福田武羅夫(中小事業団理事) 吉田直堤(中小企業大学校広島校長)
中小企業・地域シェアドサービス	639,266,023	615,888,803	96.3%	上野成斌(中小機構監事) 庄司功(中小企業大学校関西校長) 麻生京介(地域公団監事)
中小企業異業種交流財団	17,739,320	17,739,320	100.0%	柳瀬光昭(中小企業大学校東京校長) 濱田嘉一(中小事業団:情報・技術部 長)
アルカディア大村	1,965,600	1,965,600	100.0%	該当なし
倉敷ファッションセンター	24,638,176	24,638,176	100.0%	該当なし
大阪繊維リソースセンター	34,039,238	19,118,051	56.2%	該当なし

契 約 締 結 先 一 覧
(独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開 別紙)

平成19年3月末現在

<関連法人以外>

(単位:円)

名称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職 者(随契約の相手方で同 一所管に属する公益法 人に在籍している役員 の人数)
中国新聞社	9,999,783	9,999,783	100.0%	該当なし
クレオテック	5,707,800	5,707,800	100.0%	該当なし
フジヤ大阪支社	1,500,000	1,500,000	100.0%	該当なし
社会経済基礎研究所	4,850,000	0	0.0%	該当なし
大阪マーチャンダイズ・マート	61,003,656	61,003,656	100.0%	該当なし
淡路開発事業団	10,859,625	10,859,625	100.0%	該当なし
地域計画建築研究所	59,655,526	0	0.0%	該当なし
日刊工業新聞社大阪支社	1,260,000	1,260,000	100.0%	該当なし
毎日新聞社大阪本社	10,977,776	0	0.0%	該当なし
京都産業21	13,647,870	9,110,046	66.8%	該当なし
都市再生機構西日本支社	15,748,800	15,748,800	100.0%	該当なし
愛不動産	2,316,000	2,316,000	100.0%	該当なし
AIプランニング新潟支社	1,002,000	1,002,000	100.0%	該当なし
CRCソリューションズ	15,885,870	0	0.0%	該当なし
FJコンボジット	79,494,450	0	0.0%	該当なし
IBLJ	4,200,000	4,200,000	100.0%	該当なし
JFEテクノリサーチ	95,399,850	0	0.0%	該当なし
NCBオフィスサービス	2,476,800	2,476,800	100.0%	該当なし
NCB経営情報サービス	8,001,000	8,001,000	100.0%	該当なし
NECエンジニアリング(株)	1,890,000	1,890,000	100.0%	該当なし
NOC日本アウトソーシング	2,578,275	2,578,275	100.0%	該当なし
NTTファシリティーズ東北支店	1,260,000	1,260,000	100.0%	該当なし
WDB	2,342,000	2,342,000	100.0%	該当なし
アーバンスタッフインターナショナル	6,516,000	6,516,000	100.0%	該当なし
アール・エフ・ラジオ日本	6,202,350	6,202,350	100.0%	該当なし
アイ・ピー・ビー	2,000,000	0	0.0%	該当なし
アイディコア	1,398,428	1,398,428	100.0%	該当なし
アイネット	3,558,240	0	0.0%	該当なし
アヴァンティスタッフ	28439844	23289000	81.9%	該当なし
アシスト	40,770,013	0	0.0%	該当なし
アジロ造園	3,885,000	0	0.0%	該当なし
アズポート	1,039,500	1,039,500	100.0%	該当なし
アソート	20,346,063	20,346,063	100.0%	該当なし
アデコ	85590402	85590402	100.0%	該当なし
アドイン研究所	11,048,325	6,584,250	59.6%	該当なし
アド通信社西部本社	2,399,250	2,399,250	100.0%	該当なし
インターアクティブデザイン	14070497	14070497	100.0%	該当なし
インターグループ	7,950,000	7,950,000	100.0%	該当なし
インテリジェント・コスモス研究機構	86,550,450	0	0.0%	該当なし
インフォームアイ	1,116,000	1,116,000	100.0%	該当なし
ヴィッツ	266,334,600	0	0.0%	該当なし
ウオクニ	3,600,000	3,600,000	100.0%	該当なし
ウチダ人材開発センタ(株)	1,368,000	1,368,000	100.0%	該当なし
エスピーアイドマ	2730000	1365000	50.0%	該当なし
エヌ・ティ・ティ・ビズリンク	15,720,747	15,720,747	100.0%	該当なし
オーク設備工業	1,417,500	1,417,500	100.0%	該当なし
オオノ	6,262,200	6,262,200	100.0%	該当なし
オフィースプラザ平岡	2,769,984	2,769,984	100.0%	該当なし
オリックス・ファシリティーズ大阪支店	1,257,600	1,257,600	100.0%	該当なし
オリックス不動産投資法人	20,246,436	20,246,436	100.0%	該当なし
ガーデンニ賀地	1,171,800	1,171,800	100.0%	該当なし
かずさアカデミアパーク	12,106,756	12,106,756	100.0%	該当なし
キッチン松坂	3,600,000	3,600,000	100.0%	該当なし
キャプラン	59,631,318	56,118,053	94.1%	該当なし
キャリアメイツ	15,780,480	15,780,480	100.0%	該当なし
キャリアリンク	19,620,000	19,620,000	100.0%	該当なし
クスコ	3,780,000	0	0.0%	該当なし

名称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職 者(随契の相手方で同 一所管に属する公益法 人に在籍している役員 の人数)
くももとテクノ産業財団	12,982,681	12,982,681	100.0%	該当なし
グリーンハウス	2,998,800	2,998,800	100.0%	該当なし
グリーンライフ	2,289,960	2,289,960	100.0%	該当なし
クリエイティブ阪急	9660000	9660000	100.0%	該当なし
クリスタルスタッフ	2,784,000	2,784,000	100.0%	該当なし
クリプトン	4,987,659	0	0.0%	該当なし
コクヨビジネスサービス	42,733,152	0	0.0%	該当なし
コスモス	1,602,000	1,602,000	100.0%	該当なし
コニカビジネスソリューションズ	4,730,725	4,730,725	100.0%	該当なし
サワ・クリーンサービス	2,331,000	2,331,000	100.0%	該当なし
サン・ミール	2,400,000	2,400,000	100.0%	該当なし
サンケイ広告社	3,617,000	2,000,000	55.3%	該当なし
サンポー	13677562	0	0.0%	該当なし
サンメンテナンス	4,258,800	0	0.0%	該当なし
ジー・サーチ	3,675,000	3,675,000	100.0%	該当なし
シード・プランニング	9,996,058	0	0.0%	該当なし
ジェービーエス	14,282,400	14,282,400	100.0%	該当なし
ジオ・アカマツ	11,466,840	11,466,840	100.0%	該当なし
ジブラルタ生命保険	2,343,600	2,343,600	100.0%	該当なし
ジョンソンコントロール東北支店	2,047,500	2,047,500	100.0%	該当なし
シンソー印刷	2,916,900	2,916,900	100.0%	該当なし
スタッフサービス	64,261,200	64,261,200	100.0%	該当なし
セコム	7,345,800	5,002,200	68.1%	該当なし
セルコスモ	1,200,000	1,200,000	100.0%	該当なし
センチュリー・リーシング・システム	4,656,324	1,475,460	31.7%	該当なし
セントラルコンサルタント新潟事務所	2,992,500	2,992,500	100.0%	該当なし
ソーゴグラフィックス	11,527,425	11,527,425	100.0%	該当なし
ダイアリビングサービス	1,020,000	1,020,000	100.0%	該当なし
ダイダン 東京本社	42,693,000	42,693,000	100.0%	該当なし
タクト	6,190,275	1,275,750	20.6%	該当なし
タメナガ造園	2,730,000	0	0.0%	該当なし
ちゅうごく産業創造センター	78,120,000	0	0.0%	該当なし
つばめタクシー	3,528,000	3,528,000	100.0%	該当なし
ティー・アール・シー	72,471,000	72,471,000	100.0%	該当なし
テー・ビー・エスサービス	1,425,000	1,425,000	100.0%	該当なし
テクノ菱和	2,961,000	2,961,000	100.0%	該当なし
テンプスタッフ	3,513,600	3,513,600	100.0%	該当なし
テンプスタッフ・カメイ	2,678,400	2,678,400	100.0%	該当なし
テンプスタッフ福岡	3,033,600	3,033,600	100.0%	該当なし
トーア	1,092,000	1,092,000	100.0%	該当なし
トーエネック	4,704,000	0	0.0%	該当なし
トーケイ	6,048,000	0	0.0%	該当なし
トータルテック	2,553,600	2,553,600	100.0%	該当なし
トーマツコンサルティング	17,220,000	4,620,000	26.8%	該当なし
トヨタレンタリース新潟	1,130,220	0	0.0%	該当なし
ナカダ	8,437,800	0	0.0%	該当なし
ニイミ産業	3,075,600	0	0.0%	該当なし
ニッケイ印刷	2,835,000	0	0.0%	該当なし
にっさん	1,200,000	1,200,000	100.0%	該当なし
ニッセイ情報テクノロジー	46,725,000	46,725,000	100.0%	該当なし
ニッタ	1,836,000	1,836,000	100.0%	該当なし
ネットラーニング	1,155,000	1,155,000	100.0%	該当なし
ノヴェロ	11,316,209	0	0.0%	該当なし
パシフィック コンサルタンツ	5,911,500	0	0.0%	該当なし
パソナ	14610054	14610054	100.0%	該当なし
パナソニックネットワークサービスズ	2,676,000	2,676,000	100.0%	該当なし
はなみインターナショナル	1,254,000	1,254,000	100.0%	該当なし
ハマゴムエイコム株式会社	57,267,000	57,267,000	100.0%	該当なし
ハヤシ	1,104,000	1,104,000	100.0%	該当なし
パワージャパン	9,313,920	9,313,920	100.0%	該当なし
ビー・ジー・ユー	3,420,000	3,420,000	100.0%	該当なし
ピーアールセンター	3,999,999	3,999,999	100.0%	該当なし

名称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職 者(随契約の相手方で同 一所管に属する公益法 人に在籍している役員 の人数)
ピープルスタッフ	8,709,120	8,709,120	100.0%	該当なし
ヒューマン・インベントリー	3,600,000	3,600,000	100.0%	該当なし
ヒューマントラスト	1,410,000	1,410,000	100.0%	該当なし
ヒューマンリソシア	68,386,470	53,206,440	77.8%	該当なし
ひろしま産業振興機構	5,999,430	0	0.0%	該当なし
ファッション産業人材育成機構	7,679,883	0	0.0%	該当なし
ふくい産業支援センター	182,098,350	0	0.0%	該当なし
フジスタッフ	88,361,485	88,361,485	100.0%	該当なし
フューチャーラボラトリ	9,989,236	0	0.0%	該当なし
フラワー住研	1,059,600	1,059,600	100.0%	該当なし
ブレインズ	2,880,000	2,880,000	100.0%	該当なし
プロスペック	4,309,200	0	0.0%	該当なし
ホクトサービス	3,600,000	3,600,000	100.0%	該当なし
マーケティングダイナミックス研究所	6,000,000	0	0.0%	該当なし
マイ・マート	4980000	2280000	45.8%	該当なし
まちづくり三鷹	15,957,900	15,957,900	100.0%	該当なし
マツシタ	2,625,000	0	0.0%	該当なし
マツマル	1,044,000	1,044,000	100.0%	該当なし
マンパワー・ジャパン	36,159,330	36,159,330	100.0%	該当なし
マンフライデー	5,832,000	5,832,000	100.0%	該当なし
みずほ情報総研	33,411,824	22,411,824	67.1%	該当なし
メイツ	22,220,400	22,220,400	100.0%	該当なし
モデン工業	149,100,000	0	0.0%	該当なし
ヤマトシステム開発	64,890,000	0	0.0%	該当なし
ヤマト運輸道北物流システム営業所	4,192,697	4,192,697	100.0%	該当なし
ライフサポート21	1,260,000	1,260,000	100.0%	該当なし
ラテオインターナショナル	2,633,400	2,633,400	100.0%	該当なし
リアルエスト	1,056,000	1,056,000	100.0%	該当なし
リエイ	2,400,000	2,400,000	100.0%	該当なし
リクルートスタッフィング	21,715,200	21,715,200	100.0%	該当なし
リコー	6,185,763	0	0.0%	該当なし
リコーテクノシステムズ	4,649,400	2,415,000	51.9%	該当なし
リビング・デザインセンター	11,534,447	11,534,447	100.0%	該当なし
りゅうせきビジネスサービス	2,092,800	2,092,800	100.0%	該当なし
リョーイン	2,365,650	2,365,650	100.0%	該当なし
ワイケーシー	122,292,450	0	0.0%	該当なし
阿部建木	1,140,000	1,140,000	100.0%	該当なし
愛知県ビルメンテナンス協同組合	57,702,887	43,527,887	75.4%	該当なし
安芸緑化建設	1,512,000	0	0.0%	該当なし
安川建設	3,465,000	0	0.0%	該当なし
伊藤組	5,035,769	5,035,769	100.0%	該当なし
伊藤忠ファッションシステム	14,847,525	14,847,525	100.0%	該当なし
一創	4,364,272	4,364,272	100.0%	該当なし
稲岡建設	2,730,000	0	0.0%	該当なし
宇部電機センター	2,167,200	2,167,200	100.0%	該当なし
荏原冷熱システム	4,252,500	2,572,500	60.5%	該当なし
荏原冷熱システム 南九州営業所	1,239,000	1,239,000	100.0%	該当なし
越後商事	1,008,000	1,008,000	100.0%	該当なし
奥州市	1,000,000	1,000,000	100.0%	該当なし
横浜エレベータ	1,171,800	1,171,800	100.0%	該当なし
横浜市工業会連合会	5,999,371	0	0.0%	該当なし
岡山建設	42,004,304	18,964,304	45.1%	該当なし
岡山県産業振興財団	4,999,653	0	0.0%	該当なし
岡村制作所	4252206	4252206	100.0%	該当なし
岡田谷	3,360,000	0	0.0%	該当なし
沖電気工業	74,550,000	0	0.0%	該当なし
沖縄県中小企業団体中央会	3,754,118	3,754,118	100.0%	該当なし
沖縄産業振興センター	2,455,740	2,455,740	100.0%	該当なし
沖本秋子	1,032,000	1,032,000	100.0%	該当なし
荻野裕之	1,296,000	1,296,000	100.0%	該当なし
化学繊維技術改善研究委員会	3,497,208	3,497,208	100.0%	該当なし
加藤かな	1,026,300	1,026,300	100.0%	該当なし

名称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職 者(随契約の相手方で同 一所管に属する公益法 人に在籍している役員 の人数)
加藤秀樹	3,132,000	3,132,000	100.0%	該当なし
河北新報社	6,844,946	6,844,946	100.0%	該当なし
河野昭三	1,320,000	1,320,000	100.0%	該当なし
華柳	16,590,000	16,590,000	100.0%	該当なし
会津リエゾンオフィス	3,089,381	0	0.0%	該当なし
海外貿易開発協会	4,900,588	4,900,588	100.0%	該当なし
学校法人産業能率大学	2,892,750	2,892,750	100.0%	該当なし
株式会社アヴァンティスタッフ	3,240,000	3,240,000	100.0%	該当なし
株式会社ビー・ジー・ユー	6,840,000	6,840,000	100.0%	該当なし
株木建設大阪支店	7,245,000	7,245,000	100.0%	該当なし
琉信ハウジング	1,080,000	1,080,000	100.0%	該当なし
関西明装神戸支社	12,184,200	12,184,200	100.0%	該当なし
丸川建築設計事務所東京事務所	15,540,000	0	0.0%	該当なし
丸長重機興業	2,394,000	2,394,000	100.0%	該当なし
岸権旅館	2,825,000	2,825,000	100.0%	該当なし
岩戸造園	5,040,000	0	0.0%	該当なし
岩手県工業クラブ	10,525,061	10,525,061	100.0%	該当なし
岩谷財商	2,315,467	2,315,467	100.0%	該当なし
喜春	1,272,000	1,272,000	100.0%	該当なし
基礎地盤コンサルタンツ	13,965,000	5,565,000	39.8%	該当なし
吉田屋鴨川館	5,854,065	5,854,065	100.0%	該当なし
久慈設計	10,500,000	0	0.0%	該当なし
宮十造園土木	4,620,000	0	0.0%	該当なし
宮城県ビルメンテナンス協同組合	66,288,600	60,240,600	90.9%	該当なし
宮城県中小企業団体中央会	127,851,150	0	0.0%	該当なし
宮本建築設計事務所	10,804,500	0	0.0%	該当なし
京王エージェンシー	16131612	0	0.0%	該当なし
京都高度技術研究所	151,968,532	14,968,732	9.8%	該当なし
京都府商工会連合会	1,027,539	1,027,539	100.0%	該当なし
協同組合全国店舗連盟	8,912,759	8,912,759	100.0%	該当なし
鏡みつ子	1,116,000	1,116,000	100.0%	該当なし
近宣金沢営業所	1,302,000	1,302,000	100.0%	該当なし
金子建設	1,365,000	1,365,000	100.0%	該当なし
金属系材料研究開発センター	67,398,450	0	0.0%	該当なし
銀座堂	1,260,000	1,260,000	100.0%	該当なし
九州経済産業局	4,091,000	4,091,000	100.0%	該当なし
釧路信興	4,158,000	4,158,000	100.0%	該当なし
慶地	1,200,000	1,200,000	100.0%	該当なし
穴吹ハウジングサービス	1,020,000	1,020,000	100.0%	該当なし
建設エンジニアリング	9,660,000	9,660,000	100.0%	該当なし
県南造園土木	2,047,500	0	0.0%	該当なし
古賀博之	1,080,000	1,080,000	100.0%	該当なし
古谷建設	360,150,000	0	0.0%	該当なし
古田商会	1,200,000	1,200,000	100.0%	該当なし
戸田建設千葉支店	408,870,000	0	0.0%	該当なし
光和ビルメンテナンス	21718116	5827500	26.8%	該当なし
公立大学法人大阪府立大学	199,716,300	0	0.0%	該当なし
向野石油	5,145,000	0	0.0%	該当なし
工業市場研究所	4,948,716	0	0.0%	該当なし
弘栄設備工業	77,805,000	1,365,000	1.8%	該当なし
溝口 徳子	1,056,000	1,056,000	100.0%	該当なし
高橋正一	1,560,000	1,560,000	100.0%	該当なし
高橋正彦	1,080,000	1,080,000	100.0%	該当なし
高子建設	2,310,000	0	0.0%	該当なし
高春堂	3,004,575	3,004,575	100.0%	該当なし
合同産業	1,554,840	1,554,840	100.0%	該当なし
国際ファッションセンター	4,542,918	0	0.0%	該当なし
国立印刷局	4,208,016	4,208,016	100.0%	該当なし
国立大学法人東京大学	1,027,345	1,027,345	100.0%	該当なし
今井明飾	9,361,800	0	0.0%	該当なし
今治地域地場産業振興センター	1,999,037	0	0.0%	該当なし
根本造園	5,542,141	0	0.0%	該当なし

名称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職 者(随契の相手方で同 一所管に属する公益法 人に在籍している役員 の人数)
佐々木 昇	1,320,000	1,320,000	100.0%	該当なし
佐々木組	398,370,000	10,080,000	2.5%	該当なし
佐々良建設	13,440,000	0	0.0%	該当なし
佐藤正之	1,200,000	1,200,000	100.0%	該当なし
妻井 忠雄	1,224,000	1,224,000	100.0%	該当なし
斎久工業	4,399,500	4,399,500	100.0%	該当なし
坂内建設不動産	1,140,000	1,140,000	100.0%	該当なし
桜井藤市	1,116,000	1,116,000	100.0%	該当なし
三ツ矢興発	1,128,000	1,128,000	100.0%	該当なし
三栄	1,092,000	1,092,000	100.0%	該当なし
三幸	50,274,000	0	0.0%	該当なし
三晃社広島支社	3,066,000	0	0.0%	該当なし
三菱UFJリサーチ&コンサルティング	29,829,450	0	0.0%	該当なし
三菱重工冷熱システム	2,655,188	2,655,188	100.0%	該当なし
三菱総合研究所	27047661	2088240	7.7%	該当なし
三菱地所	19,155,516	19,155,516	100.0%	該当なし
三菱電機ビルテクノサービス	2,898,000	2,898,000	100.0%	該当なし
三菱東京UFJ銀行	6,090,000	6,090,000	100.0%	該当なし
三洋ビル管理	2,583,000	2,583,000	100.0%	該当なし
三輪 寛	1,560,000	1,560,000	100.0%	該当なし
三和広告社	17,451,000	0	0.0%	該当なし
山越	2,854,950	2,854,950	100.0%	該当なし
山喜園	3,360,000	0	0.0%	該当なし
山形ガス管工	2,173,500	2,173,500	100.0%	該当なし
山上造園土木	4,672,500	0	0.0%	該当なし
山田アドプランニング	1,638,000	1,638,000	100.0%	該当なし
山田和邦	1,176,000	1,176,000	100.0%	該当なし
山武	3,055,500	3,055,500	100.0%	該当なし
山武ビルシステムカンパニー	1,323,000	1,323,000	100.0%	該当なし
山武ビルシステムカンパニー中国支店	1,575,000	1,575,000	100.0%	該当なし
産経広告社	11617000	10000000	86.1%	該当なし
産経新聞社大阪本社	16052256	8026128	50.0%	該当なし
四国産業・技術振興センター	4,664,242	0	0.0%	該当なし
志染造園土木	4,987,500	0	0.0%	該当なし
鹿島建設	2,058,000	2,058,000	100.0%	該当なし
柴田 幹男	2,986,200	2,986,200	100.0%	該当なし
若狭湾エネルギー研究センター	120,671,250	0	0.0%	該当なし
秋田進	1,228,800	1,228,800	100.0%	該当なし
住信リース	1,646,400	0	0.0%	該当なし
住友生命保険相互会社	18,964,260	18,964,260	100.0%	該当なし
住友電設	1,663,200	1,663,200	100.0%	該当なし
順秀園	7,386,750	0	0.0%	該当なし
商工組合中央金庫	1,492,621	0	0.0%	該当なし
小山埼玉営業所	1,501,500	0	0.0%	該当なし
小竹小森組	2,625,000	0	0.0%	該当なし
小林 由起夫	1,044,000	1,044,000	100.0%	該当なし
松下エクセルスタッフ	9,450,000	9,450,000	100.0%	該当なし
松下電器産業	6,825,000	0	0.0%	該当なし
松田 一男	1,176,000	1,176,000	100.0%	該当なし
植木・石橋特定建設工事共同企業体	2,520,000	0	0.0%	該当なし
新潟県ビル管理(協)	80,603,920	0	0.0%	該当なし
新潟商工会議所	4,232,880	4,232,880	100.0%	該当なし
新潟日立	2,730,000	2,730,000	100.0%	該当なし
新見産業	6,300,000	0	0.0%	該当なし
新産業文化創出研究所	9,999,870	0	0.0%	該当なし
新生ビルテクノス	1,942,500	0	0.0%	該当なし
新東通信	39,977,263	0	0.0%	該当なし
新日本アーンストアンドヤング税理士法人	3,675,000	3,675,000	100.0%	該当なし
新日本監査法人	64,355,550	64,355,550	100.0%	該当なし
森ビル	1,379,869,746	1,379,869,746	100.0%	該当なし
森永幸次郎	1,176,000	1,176,000	100.0%	該当なし
森下博史	2,460,000	2,460,000	100.0%	該当なし

名称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職 者(随契約の相手方で同 一所管に属する公益法 人に在籍している役員 の人数)
森長之助	1,116,000	1,116,000	100.0%	該当なし
神戸ビル管理	6,048,000	0	0.0%	該当なし
神戸市産業振興財団	5,958,591	0	0.0%	該当なし
神奈川県プラスチック工業会	82,390,350	0	0.0%	該当なし
人吉市	1,121,400	1,121,400	100.0%	該当なし
人吉石油	2,013,900	2,013,900	100.0%	該当なし
水中組	1,974,000	1,974,000	100.0%	該当なし
杉本照子	1,584,000	1,584,000	100.0%	該当なし
政光組	2,310,000	2,310,000	100.0%	該当なし
星光ビル管理	5,731,080	5,731,080	100.0%	該当なし
生田建設	1,575,000	1,575,000	100.0%	該当なし
盛樹園	4,830,000	2,520,000	52.2%	該当なし
西条産業情報支援センター	114,182,250	0	0.0%	該当なし
西村造園土木	2058000	0	0.0%	該当なし
石川県産業創出支援機構	7,947,370	0	0.0%	該当なし
石田 貞行	1,044,000	1,044,000	100.0%	該当なし
積和不動産中部	1,242,000	1,242,000	100.0%	該当なし
専門学校東京ニットファッションアカデミー	3,080,367	0	0.0%	該当なし
川上観光開発	24,933,468	24,933,468	100.0%	該当なし
川瀬電気工業所	118,650,000	0	0.0%	該当なし
川本工業東京支店	78,750,000	0	0.0%	該当なし
船場	4,984,350	4,984,350	100.0%	該当なし
全国商工会連合会	15,909,227	15,909,227	100.0%	該当なし
全国商店街振興組合連合会	78,342,138	78,342,138	100.0%	該当なし
全国地方新聞社連合会	8,417,116	8,417,116	100.0%	該当なし
全国中小企業情報化促進センター	23,096,595	8,200,029	35.5%	該当なし
全日警	17,760,600	0	0.0%	該当なし
素形材センター	188,170,796	0	0.0%	該当なし
相互美術印刷	6,534,150	0	0.0%	該当なし
相馬造園土木	2,404,500	0	0.0%	該当なし
総合グラフィックス	1,296,225	1,296,225	100.0%	該当なし
総合サービスセンター	23,090,910	0	0.0%	該当なし
総合警備保障	7,578,900	1,199,520	15.8%	該当なし
足利トリコット会館	1,586,400	1,586,400	100.0%	該当なし
太田建設	2,205,000	2,205,000	100.0%	該当なし
太平ビルサービス	81,130,110	60,772,710	74.9%	該当なし
泰成商会	1,164,000	1,164,000	100.0%	該当なし
大栄電気	135,450,000	15,750,000	11.6%	該当なし
大央	6780000	6780000	100.0%	該当なし
大坂組	1,995,000	0	0.0%	該当なし
大阪産業振興機構	164,716,650	0	0.0%	該当なし
大阪読売広告社	18750000	18750000	100.0%	該当なし
大新東	83,305,954	78,265,954	94.0%	該当なし
大新東ヒューマンサービス	3,780,000	3,780,000	100.0%	該当なし
大成温調	5,250,000	5,250,000	100.0%	該当なし
大成設備	101,612,910	2,912,910	2.9%	該当なし
大千建設工業	2,517,900	0	0.0%	該当なし
大谷組	1,312,500	0	0.0%	該当なし
大分県産業創造機構	84,836,850	0	0.0%	該当なし
大毎広告	18,417,000	0	0.0%	該当なし
大野久夫	1,080,000	1,080,000	100.0%	該当なし
大林組	22,491,000	22,491,000	100.0%	該当なし
大林組横浜支店	29,400,000	29,400,000	100.0%	該当なし
大和ハウス工業	1,128,750	1,128,750	100.0%	該当なし
大和総研	6,300,000	6,300,000	100.0%	該当なし
大和探査技術新潟支店	2,760,450	2,760,450	100.0%	該当なし
大和不動産	17,184,648	17,184,648	100.0%	該当なし
辰巳企画	1,221,600	1,221,600	100.0%	該当なし
丹青社	17,262,000	0	0.0%	該当なし
竹中工務店	16,118,550	16,118,550	100.0%	該当なし
中央コンピューター株式会社	71,978,604	71,978,604	100.0%	該当なし
中央ビジネスフォーム	1,588,440	0	0.0%	該当なし

名称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職 者(随契約の相手方で同 一所管に属する公益法 人に在籍している役員 の人数)
中央ビルメンテナンス	64,580,715	64,580,715	100.0%	該当なし
中央管財	169,001,670	32,682,270	19.3%	該当なし
中央市	1,764,840	1,764,840	100.0%	該当なし
中国地方総合研究センター	4,959,864	4,959,864	100.0%	該当なし
中石英二	1,032,000	1,032,000	100.0%	該当なし
中石博巳	1,080,000	1,080,000	100.0%	該当なし
中川幹子	1,296,000	1,296,000	100.0%	該当なし
中村 昭博	1,152,000	1,152,000	100.0%	該当なし
中村設計	14,280,000	0	0.0%	該当なし
中日アド企画	1,033,200	1,033,200	100.0%	該当なし
中日新聞社	3,000,000	3,000,000	100.0%	該当なし
中部科学技術センター	9,964,205	0	0.0%	該当なし
中部日本広告社	1,995,000	0	0.0%	該当なし
中部日本放送	2,992,500	2,992,500	100.0%	該当なし
忠栄印刷	1,715,616	1,715,616	100.0%	該当なし
駐車場総合研究所	1,690,500	0	0.0%	該当なし
朝陽電気	1,260,000	1,260,000	100.0%	該当なし
町田印刷	3,207,120	3,207,120	100.0%	該当なし
長尾 由尚	1,188,000	1,188,000	100.0%	該当なし
帝国データバンク	32,150,538	1,501,878	4.7%	該当なし
帝国データバンク 札幌支店	1,890,000	1,890,000	100.0%	該当なし
田丸造園建設	12,684,000	1,365,000	10.8%	該当なし
田寺卓太	1,164,000	1,164,000	100.0%	該当なし
電子情報技術産業協会	123,900,000	0	0.0%	該当なし
電成社	1,827,000	1,827,000	100.0%	該当なし
電通	790437618	251540251	31.8%	該当なし
電通松竹エンタテインメント 電通キャスティングアンドエンタテインメント	2,625,000	2,625,000	100.0%	該当なし
電通関西支社	70100000	2100000	3.0%	該当なし
電通西日本神戸支社	4,500,000	0	0.0%	該当なし
電通北海道	3,999,450	0	0.0%	該当なし
都市基盤整備公団中部支社	1,068,000	1,068,000	100.0%	該当なし
都市機構	1,040,400	1,040,400	100.0%	該当なし
土居産業	1,308,000	1,308,000	100.0%	該当なし
土手山	2,171,400	2,171,400	100.0%	該当なし
東コンサルタント	1,890,000	1,890,000	100.0%	該当なし
東レ経営研究所	4,958,100	0	0.0%	該当なし
東海ビルメンテナンス	2,885,400	0	0.0%	該当なし
東海廣告	2,262,456	2,262,456	100.0%	該当なし
東京リーガルマインド	153,708,333	0	0.0%	該当なし
東京リハビリ協会	2,690,819	2,690,819	100.0%	該当なし
東京商工リサーチ	5,083,815	2,100,000	41.3%	該当なし
東京商工リサーチ広島支社	1,260,000	1,260,000	100.0%	該当なし
東芝不動産他二社	2,415,294	2,415,294	100.0%	該当なし
東成エレクトロニクス	109,788,000	0	0.0%	該当なし
東日本電信電話	2,772,000	2,772,000	100.0%	該当なし
東邦ハウジング(株)	1,092,000	1,092,000	100.0%	該当なし
東北造園工業	2,079,000	2,079,000	100.0%	該当なし
東洋経済リサーチセンター	7,539,990	7,539,990	100.0%	該当なし
東洋実業	1,411,200	1,411,200	100.0%	該当なし
湯徳和夫	4,300,800	4,300,800	100.0%	該当なし
藤井ビル	1,320,000	1,320,000	100.0%	該当なし
藤田 清久	1,140,000	1,140,000	100.0%	該当なし
道北振興	1,663,200	0	0.0%	該当なし
特定非営利活動法人いちかわライフネットワーククラブ	17,997,852	17,997,852	100.0%	該当なし
特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会	2,835,000	2,835,000	100.0%	該当なし
読売エージェンシー	26,984,206	26,984,206	100.0%	該当なし
栃木県産業振興センター	6,996,141	0	0.0%	該当なし
栃木県総合緑化センター	3,087,000	0	0.0%	該当なし
内田衛	1,200,000	1,200,000	100.0%	該当なし
内藤一水社	13,008,870	0	0.0%	該当なし
南国緑地建設	4095000	0	0.0%	該当なし
楠山設計	5,529,300	5,529,300	100.0%	該当なし

名称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職 者(随契約の相手方で同 一所管に属する公益法 人に在籍している役員 の人数)
楠山設計 九州支社	8,754,900	8,754,900	100.0%	該当なし
二十一世紀総合研究所	5,985,000	0	0.0%	該当なし
日刊工業新聞社	142757069	24358019	17.1%	該当なし
日興	30,450,000	0	0.0%	該当なし
日経メディアマーケティング	10,920,000	10,920,000	100.0%	該当なし
日経映像	9,983,011	0	0.0%	該当なし
日経広告	128515690	20616750	16.0%	該当なし
日誠ビル管理	3,030,000	0	0.0%	該当なし
日総建	12,022,500	0	0.0%	該当なし
日中経済協会	1,440,556	1,440,556	100.0%	該当なし
日本アプライドリサーチ研究所	24,284,118	14,996,868	61.8%	該当なし
日本コンサルタントグループ	3,999,663	0	0.0%	該当なし
日本コンベンションサービス	35,635,800	35,635,800	100.0%	該当なし
日本システム開発研究所	16,476,864	0	0.0%	該当なし
日本テクニカルサポート	5,600,000	5,600,000	100.0%	該当なし
日本デザインセンター	11,996,243	11,996,243	100.0%	該当なし
日本テレコム	1,147,650	1,147,650	100.0%	該当なし
日本ホーム	1,008,000	1,008,000	100.0%	該当なし
日本ボランティア・チェーン協会	1,050,000	1,050,000	100.0%	該当なし
日本ユニシス・ラーニング	15,624,000	0	0.0%	該当なし
日本リサーチセンター	9,000,000	0	0.0%	該当なし
日本リサーチ総合研究所	5,000,000	0	0.0%	該当なし
日本リック	9,029,662	9,029,662	100.0%	該当なし
日本ロボット工業会	11,999,400	0	0.0%	該当なし
日本印刷	2,614,500	0	0.0%	該当なし
日本管財	13,839,338	0	0.0%	該当なし
日本金属プレス工業協会	175,083,300	0	0.0%	該当なし
日本経済社 札幌支社	4,310,250	1,664,250	38.6%	該当なし
日本建設情報総合センター	1,575,000	1,575,000	100.0%	該当なし
日本絹業協会	22,995,074	22,995,074	100.0%	該当なし
日本工業新聞社	19,677,807	2,864,925	14.6%	該当なし
日本航空宇宙工業会	4,958,100	0	0.0%	該当なし
日本生命保険	4,234,224	4,234,224	100.0%	該当なし
日本総合研究所	16,969,344	0	0.0%	該当なし
日本鑄造協会	240,579,150	0	0.0%	該当なし
日本電技	2,032,485	2,032,485	100.0%	該当なし
日本電子計算機	9967482	5561640	55.8%	該当なし
日本統計センター	1,081,500	0	0.0%	該当なし
日本道路興運	3,414,600	3,414,600	100.0%	該当なし
日本表面処理機材工業会	9,996,756	0	0.0%	該当なし
日本毛織物等工業組合連合会	72,140,735	9,996,060	13.9%	該当なし
日立キャピタル	6,128,640	6,128,640	100.0%	該当なし
日立ビルシステム	5,052,600	5,052,600	100.0%	該当なし
日立ビルシステム関西支社	1,436,400	1,436,400	100.0%	該当なし
日立情報システムズ	4,378,500	4,378,500	100.0%	該当なし
博報堂	2,472,892	1,345,612	54.4%	該当なし
白鳳ビル	1,320,000	1,320,000	100.0%	該当なし
飯塚研究開発機構	168,478,800	0	0.0%	該当なし
肥後環境	18,846,000	3,600,000	19.1%	該当なし
姫路ビルメンテナンス協同組合	67,575,690	58,797,690	87.0%	該当なし
浜松商工会議所	9,999,186	0	0.0%	該当なし
浜田不動産開発有限会社	1,267,200	1,267,200	100.0%	該当なし
富国生命保険相互会社	1,957,152	1,957,152	100.0%	該当なし
富士ゼロックス	42,152,944	42,152,944	100.0%	該当なし
富士ゼロックス 仙台営業所	1,702,245	1,702,245	100.0%	該当なし
富士ゼロックスキャリアネット	5,670,000	5,670,000	100.0%	該当なし
富士ゼロックス多摩	5,780,891	5,780,891	100.0%	該当なし
富士ゼロックス東京西営業所	4,544,110	4,544,110	100.0%	該当なし
富士ゼロックス兵庫	3,478,721	3,478,721	100.0%	該当なし
富士ソフト	64,057,644	64,057,644	100.0%	該当なし
富士プリント	1,257,900	1,257,900	100.0%	該当なし
富士通株式会社	368388912	314523580	85.4%	該当なし

名称	契約額 (100万以上の 契約を集計)	うち随意契約額	随意契約 の割合 (%)	当該法人への再就職 者(随契の相手方で同 一所管に属する公益法 人に在籍している役員 の人数)
富士通日本電子計算機	512,342,412	512,342,412	100.0%	該当なし
富士通株式会社 センチュリー・リーシング・システム株式会社	25,731,216	25,731,216	100.0%	該当なし
富士通総研	8,962,800	0	0.0%	該当なし
芙蓉総合リース	1,536,948	0	0.0%	該当なし
武富正人	4,848,000	4,848,000	100.0%	該当なし
福井造園土木	4,620,000	0	0.0%	該当なし
福岡総合ビル管理事業協同組合	60,923,100	51,334,500	84.3%	該当なし
(社)福知山市シルバー人材センター	6195000	0	0.0%	該当なし
福田 雅明	1,152,000	1,152,000	100.0%	該当なし
福田 泉	1,380,000	1,380,000	100.0%	該当なし
福島ルート産業	3,234,000	3,234,000	100.0%	該当なし
福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2,824,783	2,824,783	100.0%	該当なし
平安設計	17,220,000	2,100,000	12.2%	該当なし
保内	4,200,000	0	0.0%	該当なし
保内緑化園芸(協)	7,770,000	0	0.0%	該当なし
穂積久雄	1,260,000	1,260,000	100.0%	該当なし
峰谷幸子	1,116,000	1,116,000	100.0%	該当なし
北海道アトリウム	11,550,000	0	0.0%	該当なし
北海道機械工業会	6,999,260	0	0.0%	該当なし
北海道新聞社	26,075,388	26,075,388	100.0%	該当なし
北海道総合研究調査会	4,441,500	4,441,500	100.0%	該当なし
北海美掃	11,088,000	0	0.0%	該当なし
北九州カーボン印刷	1,321,110	0	0.0%	該当なし
北星社	3,212,055	0	0.0%	該当なし
北村 肇	1,296,000	1,296,000	100.0%	該当なし
北日本新聞社	8,461,735	8,461,735	100.0%	該当なし
北陸シティマネジメント	1,696,800	1,696,800	100.0%	該当なし
北國新聞社	8,738,565	8,738,565	100.0%	該当なし
本山 耕三	1,104,000	1,104,000	100.0%	該当なし
本山 正子	2,124,000	2,124,000	100.0%	該当なし
本山振興	16,170,000	0	0.0%	該当なし
本庄国際リサーチパーク研究推進機構	55,843,200	55,843,200	100.0%	該当なし
毎日広告社	162,123,194	4,135,320	2.6%	該当なし
満留建設	3,255,000	0	0.0%	該当なし
名古屋都市産業振興社	111,999,300	0	0.0%	該当なし
明電舎	5,452,650	5,452,650	100.0%	該当なし
木村純	1,440,000	1,440,000	100.0%	該当なし
門司敏朗	1,123,200	1,123,200	100.0%	該当なし
野口	4,761,804	4,761,804	100.0%	該当なし
野村総合研究所	37,067,424	2,940,000	7.9%	該当なし
野毛電気	240,013,200	0	0.0%	該当なし
矢野経済研究所	13,393,643	0	0.0%	該当なし
テイ・ケイ・エイチ	1,200,000	1,200,000	100.0%	該当なし
立命館大学 BKC社系研究機構(学校法人 立命館)	10,944,858	10,944,858	100.0%	該当なし
林 幹朗	1,056,000	1,056,000	100.0%	該当なし
和歌山県中小企業団体中央会	2,746,609	2,746,609	100.0%	該当なし
和歌山放送	13,860,000	13,860,000	100.0%	該当なし
和田不動産	1,152,000	1,152,000	100.0%	該当なし
廣告社	8,762,250	0	0.0%	該当なし
齋藤まり子	1,080,000	1,080,000	100.0%	該当なし
蓼科印刷	4,074,000	4,074,000	100.0%	該当なし
銭高組北陸支社	155,400,000	0	0.0%	該当なし

実物資産の処分に係る具体的措置(その①)

府省名：経済産業省			独立行政法人名：独) 中小企業基盤整備機構				
No.	施設名等	所在地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
1	クリエイション・コアかずさ	3	千葉県木更津市かずさ鎌足2-1-5	1	3	7,323	1,352
2	クリエイション・コア福岡	3	福岡県筑紫野市上古賀3-2-16	1	1	4,419	1,415
3	クリエイション・コア名古屋	3	愛知県名古屋守山区下志段味穴ヶ洞2266-22	1	1	7,568	1,616
4	クリエイション・コア東大阪(北館)	3	大阪府東大阪市荒本北50-5	1	1	1,340	657
5	インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田	3	埼玉県本庄市西富田大久保山1011-3	1	7	18,492	3,205
6	かずさバイオインキュベータ	3	千葉県木更津市かずさ鎌足2-1-5	1	3	5,783	718
7	クリエイション・コア東大阪(南館)	3	大阪府東大阪市荒本北50-5	1	1	4,889	1,909
8	神戸医療機器開発センター(MEDDEC)	3	兵庫県神戸市中央区港島南町7-1-1	1	3	3,249	1,559
9	クリエイション・コア京都御車	3	京都府京都市上京区御車通清和院口上ル東側梶井町448-5	1	1	2,180	1,096
10	彩都バイオインキュベータ	3	大阪府茨木市彩都あさぎ7-7-15	1	1	6,083	1,333
11	東大柏ベンチャープラザ	3	千葉県柏市柏の葉5-4-19	1	1	3,501	1,056
12	立命館大学BKCインキュベータ	3	滋賀県草津市野路東1-1-1	1	7	2,602	748
13	京大桂ベンチャープラザ(北館)	3	京都府京都市西京区御陵大原1-36	1	1	4,000	941
14	福岡システムLSI総合開発センター	3	福岡県福岡市早良区百道浜3-8-33	1	1	3,087	1,240
15	名古屋医工連携インキュベータ(NALIC)	3	愛知県名古屋市千種区千種2-22-8	1	1	3,300	927
16	くまもと大学連携インキュベータ	3	熊本県熊本市南熊本3-14-138	1	1	2,417	653
17	慶應藤沢イノベーションビレッジ	3	神奈川県藤沢市遠藤4489-105	1	7	1,825	863

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構			府省名	経済産業省
No.	1-17	施設名	インキュベーション施設(17施設)	用 途	9 (インキュベーション施設)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 事業を取り巻く社会経済環境の変化に応じて、適切な時期に施設の役割・機能を踏まえて処分の必要性も含め検討を行う。					
☐ 売却する場合、売却予定時期：未定					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 ・機構のインキュベーション事業は、「施設の提供」と「ソフト支援」のセットで行っている事業であり、施設は事業の根幹を成すものであり重要である。 ・機構が整備するインキュベーション施設は、大学や自治体と十分に調整を行った上で整備・運営を行っており、入居企業、大学、自治体からも信頼を得ている。 ・自治体や大学から土地の提供を受けて施設整備を行い、自治体が入居企業に対して賃料補助も行っており、売却についてはそれぞれの理解を得る必要があり容易ではない。					

実物資産の処分に係る具体的措置(その①)

府省名： 経済産業省			独立行政法人名： 独）中小企業基盤整備機構					
No.	施 設 名 等	区分	所 在 地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)	
18	中小企業大学校 旭川校	3	北海道旭川市緑ヶ丘東3条2-2- 1	1	1	19,834	4,107	
19	中小企業大学校 仙台校	3	宮城県仙台市青葉区落合 4－2－5	1	1	22,310	3,430	
20	中小企業大学校 三条校	3	新潟県三条市上野原 5 7 0	1	1	42,155	1,256	
21	中小企業大学校 東京校	3	東京都東大和市桜ヶ丘 2－1 3 7－5	1	1	24,171	7,997	
22	中小企業大学校 瀬戸校	3	愛知県瀬戸市川平町 7 9	1	1	36,808	3,401	
23	中小企業大学校 関西校	3	兵庫県神崎郡福崎町高岡	1	1	83,540	4,034	
24	中小企業大学校 広島校	3	広島県広島市西区草津新町 1－2 1－5	1	1	11,448	2,838	
25	中小企業大学校 直方校	3	福岡県直方市永満寺 1 4 6 3－2	1	1	46,002	2,759	
26	中小企業大学校 人吉校	3	熊本県人吉市鬼木町梢山 1 7 6 9－1	1	1	30,813	3,801	

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 中小企業基盤整備機構			府省名	経済産業省
No.	18-26	施設名	中小企業大学校(9施設)	用途	4(研修施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期 :					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
中小企業大学校が実施している研修は、多様化する新しいニーズに対応して企画、生産、販売等を行いうる経営管理能力、さらには意思決定力、情報収集分析力といった総合的な経営能力の強化を研修のねらいとして実施しているところ。中小企業の経営者、後継者及び管理者などがそういった経営能力を強化する際には、得た知識を演習などで試行し、自ら気づき、意識を変え、自ら強化していくプロセスが必要なことが多く、そのプロセスは短時間の研修期間では困難と認識。そのためには集中的に長時間効率的に学習することが可能となるような研修施設と宿泊施設が一体となった合宿型の研修方法が有効。 大学校の研修においては、参加者共通の知識の講義については大教室を活用し、個々の企業の経営課題を解決するような演習については課題グループごとに小教室を活用するなど、個々の受講者の理解度や講義の進捗によって教室を臨機に使い分け展開しており、効率的な学習環境に整備するためには教室等の研修施設を自ら保有し専有することが必要。 同様に、大学校の研修においては受講者の個人情報や受講者を派遣する企業の財務データなど扱うため、それらの情報管理を徹底することが必須であり、そのためには事務室を自ら保有し専有することが必要。 また、中期目標においても「中小企業大学校の施設について、地域経済の活性化に資する柔軟な活用を図る。」とされており、施設本来の目的を損なわない範囲内で地域に対して開放しているところ。 さらに、市場化テスト(モデル事業)により、民間の創意工夫による施設の有効活用を試行中であり、その試行結果をふまえながら今後のさらなる有効利用の方向性を検討していく。 なお、仮に施設保有について何らかの判断をする場合でも、これらの大学校は設置決定以降、道路等のインフラ整備や地元職員の出向派遣などの協力関係の基で運営されてきた経緯もあり、その判断について地域の自治体や経済界の理解を得ることが必要となる。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独)中小企業基盤整備機構			府省名	経済産業省
No.	27-30	施設名	中心市街地都市型産業基盤施設(4施設)	用途	9(中心市街地活性化施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期：					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由 平成18年8月に国の重点政策として、改正中心市街地活性化法が改正され、国、地方自治体、地域団体、地域住民などが本格的に取り組みを始めたところである。このような状況の中、当機構においても引き続き当該施設を活用し、各地の中心市街地の賑わいの創出と都市型事業の育成を支援していくことが国の重点政策に寄与することであるととも、各地域にとっても必要不可欠な支援である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独)中小企業基盤整備機構			府省名	経済産業省
No.	31	施設名	事務管理センター	用途	1(電算業務処理施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
○ 売却する場合、売却予定時期 :					
○ 自らの保有が必要不可欠な理由					
事務管理センターでは、共済事業に係る電算業務処理(ホストコンピュータの管理・運用、帳票打出し・発送等)を行っており、155万人の共済契約者に係る膨大なデータを管理している。 このため、個人情報保護のためのセキュリティの確保や災害等のデータ及びプログラムの保護のための特殊な施設・設備(温度管理、免震、監視システム等)を必要とすることから、リスク管理の観点も踏まえ、本部とは別の場所に設置、運用しているところ。 特殊仕様の専用施設となることから、通常のオフィスの借り上げでは対応できないこと、専用施設のため仮に民間に整備させて借り上げる方式では返ってコストアップとなること、同様の施設を必要とする民間の保険会社等においても自ら施設を整備し保有していること、などから中小機構自ら整備し保有しているもの。 現有施設を売却して新たに整備することは現実的ではなく、現有施設を民間に一旦譲渡した後に借り上げる方式も理屈の上では考えられなくはないが、返ってコストアップとなるものと思料。 加えて、現有施設は十分な耐用年数と機能を有しており、これを引き続き活用することが経済的である。					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 中小企業基盤整備機構			府省名	経済産業省	
No.	32-39	施設名	テクノフロンティア(8施設)		用途	9(賃貸工場施設)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 (機構法附則において、「当分の間」実施する業務と規定。経過業務期間の終了にあたって、売却を検討。)						
☐ 売却する場合、売却予定時期 : 経過業務期間終了時						
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 —						

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実物資産の処分に係る具体的措置(その④)

法人名	独) 中小企業基盤整備機構			府省名	経済産業省
No.	40	施設名	田川工業用水道施設	用途	9(工業用水管理事務所他)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 現在、同施設の福岡県田川市への早期移管に向け交渉中。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 : 早期移管に向け調整中					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 —					

実物資産の処分に係わる具体的措置（その①（建設宿舎））

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置（その②（建設宿舎））

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①(区分所有宿舎))

府省名：経済産業省			独立行政法人名：独) 中小企業基盤整備機構				
No.	施設名等	所在地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
48	朝霞サニーハイツA	3	埼玉県朝霞市栄町4-1-3	1	7	12	—
49	朝霞サニーハイツB	3	埼玉県朝霞市栄町4-1-3	1	7	12	—
50	ファミリオン浦安A	3	千葉県浦安市北栄4-23-5	1	7	20	—
51	ファミリオン浦安B	3	千葉県浦安市北栄4-23-5	1	7	20	—
52	ファミリオン浦安C	3	千葉県浦安市北栄4-23-5	1	7	20	—
53	ファミリオン浦安D	3	千葉県浦安市北栄4-23-5	1	7	20	—
54	西川口高層ビル	3	埼玉県川口市中青木4-2-22	1	7	13	—
55	パシフィック江古田マンション	2	東京都練馬区羽沢1-22-16	1	7	18	—
56	五反野第3スカイハイツA	2	東京都足立区中央本町4-16-2	1	7	35	—
57	五反野第3スカイハイツB	2	東京都足立区中央本町4-16-2	1	7	35	—
58	コープ松原	3	埼玉県草加市草加3-7-3	1	7	39	—
59	草加松原ハイツA	3	埼玉県草加市北谷1-1-1	1	7	37	—
60	草加松原ハイツB	3	埼玉県草加市北谷1-1-1	1	7	37	—
61	江戸川ハイツA	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
62	江戸川ハイツB	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
63	江戸川ハイツC	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
64	江戸川ハイツD	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
65	江戸川ハイツE	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
66	江戸川ハイツF	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
67	江戸川ハイツG	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
68	江戸川ハイツH	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
69	江戸川ハイツI	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
70	江戸川ハイツJ	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
71	江戸川ハイツK	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—
72	江戸川ハイツL	2	東京都江戸川区江戸川6-25-1	1	7	36	—

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①(区分所有宿舎))

府省名：経済産業省			独立行政法人名：独) 中小企業基盤整備機構				
No.	施設名等	所在地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
73	幕張グリーンハイツA	3	千葉県千葉市花見川区幕張町5-417-222	1	7	25	—
74	幕張グリーンハイツB	3	千葉県千葉市花見川区幕張町5-417-222	1	7	25	—
75	横浜東本郷マンションA	3	神奈川県横浜市緑区鴨居2-14-6	1	7	52	—
76	横浜東本郷マンションB	3	神奈川県横浜市緑区鴨居2-14-6	1	7	52	—
77	稲毛パイロットホーム	3	千葉県千葉市美浜区高洲1-14-7	1	7	103	—
78	ルネ宮の森	3	北海道札幌市中央区宮の森2条4丁目	1	7	29	—
79	京王山鼻マンション	3	北海道札幌市中央区南17条西14-2-1	1	7	43	—
80	桑園ブロードハイツ	3	北海道札幌市中央区北5条西15	1	7	26	—
81	牧野駅前ハイツ	3	大阪府枚方市西牧野4-1-1	1	7	41	—
82	新川メゾーン	3	山口県宇部市大字小串字前蛭子1282-3	1	7	30	—
83	ビレッタ百道	3	福岡市早良区百道1-33-22	1	7	24	—
84	福陵マンションA	3	福岡市早良区荒江3-26-22	1	7	37	—
85	福陵マンションB	3	福岡市早良区荒江3-26-22	1	7	37	—
86	新福陵マンション	3	福岡市早良区荒江3-1-26	1	7	55	—

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②(区分所有宿舎))

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
48	52	1974		33		47	—	—	—	—	—
49	52	1974		33		47	—	—	—	—	—
50	55	1974		33		47	—	—	—	—	—
51	55	1974		33		47	—	—	—	—	—
52	55	1974		33		47	—	—	—	—	—
53	55	1974		33		47	—	—	—	—	—
54	55	1971		36		47	—	—	—	—	—
55	58	1970		37		47	—	—	—	—	—
56	62	1980		27		47	—	—	—	—	—
57	62	1980		27		47	—	—	—	—	—
58	66	1978		29		47	—	—	—	—	—
59	72	1976		31		47	—	—	—	—	—
60	72	1976		31		47	—	—	—	—	—
61	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
62	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
63	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
64	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
65	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
66	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
67	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
68	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
69	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
70	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
71	75	1975		32		47	—	—	—	—	—
72	75	1975		32		47	—	—	—	—	—

実物資産の処分に係わる具体的措置（その②（区分所有宿舎））

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③(区分所有宿舍))

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
48		6	2	4	0	150	8	2(宿舍)		
49		6	2	4	0	150	8	2(宿舍)		
50		11	6	5	0	225	8	2(宿舍)		
51		12	7	5	0	225	8	2(宿舍)		
52		12	7	5	0	225	8	2(宿舍)		
53		12	7	5	0	225	8	2(宿舍)		
54		7	4	3	0	215	8	2(宿舍)		
55		16	11	5	0	340	8	2(宿舍)		
56		10	5	5	0	195	8	2(宿舍)		
57		10	5	5	0	195	8	2(宿舍)		
58		8	4	4	0	125	8	2(宿舍)		
59		8	3	5	0	130	8	2(宿舍)		
60		8	3	5	0	130	8	2(宿舍)		
61		16	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
62		16	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
63		17	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
64		17	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
65		17	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
66		17	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
67		17	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
68		17	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
69		17	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
70		18	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
71		17	10	7	0	255	8	2(宿舍)		
72		18	10	7	0	255	8	2(宿舍)		

実物資産の処分に係わる具体的措置（その③（区分所有宿舎））

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その④)

法人名	独) 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省
No.	41-86	施設名	用途	8(宿舍)
○事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 「独立行政法人の資産債務改革に関する原則について」（平成19年7月23日、資産債務改革の実行等に関する専門調査会）に基づき、職員宿舍の実物資産について、利用度を精査し、利用率が低いものは売却処分する「職員宿舍処分計画」を平成19年度中に作成する。 なお、平成18年12月に当機構内に「宿舍検討委員会」を設置し、職員宿舍の見直しを行っており、全室に入居者のない無人の状態となっていた建設宿舍（1棟）及び利用度の低い保有宿舍（建設宿舍（1棟）及び区分所有宿舍（10戸））の処分方針を決定したところであるが、改めて全ての宿舍について見直しを行い、職員宿舍処分計画に反映させることとする。				
○売却する場合、売却予定時期 無人状態となっていた建設宿舍（1棟）については、平成19年6月20日付けで経済産業大臣から財産処分の認可を受け、平成19年度中の売却を予定している。				
○自らの保有が必要不可欠な理由 当機構は、中期計画において、利用者との接点となる支部等に職員の5割以上を配置することとしており、本部・支部間を数年で異動する人事ローテーションとなっている。 こうしたこともあり職員の間にも宿舍確保の希望が多いこと、また急な転勤に伴う適切な宿舍の確保が困難な事態を回避しなければならないこと、さらには有能な職員を確保する上でも配慮が必要なこと、等の理由から一定戸数の宿舍を確保しているもの。 なお、上記のとおり、これまでも利用度等を勘案して宿舍の見直しを行ってきたところであるが、今後も利用度等を精査して「職員宿舍処分計画」を踏まえた対応を行うこととする。				

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独)中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)			
A	合計	9,923,227 百万円	内 貸付金 : 129,258 百万円 内 割賦債権 : 16,796 百万円
B	現金及び預金	403,480 百万円	
C	有価証券	2,572,848 百万円	
D	受取手形	百万円	内 貸付金 : 百万円
E	売掛金	16,073 百万円	内 割賦債権 : 16,045 百万円
F	投資有価証券	5,634,461 百万円	
G	関係会社①	46,841 百万円	… 関係会社株式
H	関係会社②	45,769 百万円	… その他の関係会社有価証券
I	長期貸付金①	1,057,686 百万円	… J・K以外の長期貸付金
J	長期貸付金②	百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金③	16,003 百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	130,065 百万円	内 貸付金 : 129,258 百万円 内 割賦債権 : 750 百万円
M	積立金	百万円	
N	出資金	百万円	
A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日改訂)における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。 A: B～Lの合計値 / B: 「第9 流動資産」(1) / C: 同(2) / D: 同(3) / E: 同(4) F: 「第13 投資その他資産」(1) G: 同(2) / H: 同(3) / I: 同(4) / J: 同(5) / K: 同(6) / L: 同(7) / M及びN: 同(12)			

(注) 1. Bには、代理店勘定 42,766百万円を含む(当該事業年度に属する共済事業に係る収納金で、代理店において収納済であるが機構において収納未済となっているもの)。

長期性預金 36,200百万円を含む。

敷金保証金 1,221百万円を含む。

2. Cには、信託資産 1,821,505百万円を含む(運用資産のうち、包括信託の残高(時価評価))。

3. Fには、生命保険資産 397,876百万円を含む(運用資産のうち、企業年金保険契約に基づく保険料等の残高)。

金融資産の処分に係る具体的措置(その②)

法人名	独) 中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 ・産業用地事業において割賦譲渡契約を行った際に売掛金(割賦譲渡債権)が発生するもの。 ・なお、産業用地業務については、平成26年3月までに終了。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 ・高度化事業に係る不良債権については、平成17年度末不良債権額を平成22年度までの5年間で概ね半減させることを目標とし、都道府県と連携しつつ、都道府県に対する債権管理支援による回収の推進、融資先に対する経営支援による新規不良債権の発生抑制や債権正常化の促進、回収不能債権償却等を実施中。 <行政改革推進本部決定「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて」(平成18年12月)に沿った対応> ・中小企業倒産防止共済事業に係る不良債権については、サービサーの活用等により回収の推進を図るとともに、償却条件が整い次第、適宜、償却処理を行っていく予定。 ・その他の貸付金(産炭融資事業・工配融資事業)及び求償権(債務保証)についても、回収の推進を図るとともに、償却条件が整い次第、適宜、償却処理を行っていく予定。			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 ・既存貸付金・割賦債権等については、政策目的に添って機構(国)が債権者となることを前提としたものであり、当該債権の売却・証券化による市場等への流通については、政策目的の実現や利用者の事業遂行の支援の観点から疑義がある。 ・第3セクターへの直接出資については、設立目的や存在意義に基づき、地元地方公共団体とも十分連携をしながら設立目的の達成に向け引き続き注力しつつ、設立目的が達成されたり存在意義が薄れてきた関係会社については、株式の譲渡を含めて地元地方公共団体等と協議を進めていく方針。			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 ・貸付やファンド出資事業等の実施に伴い発生した金融資産(貸付金、投資有価証券、関係会社株式)については、政策目的に添って事業を実施した結果生じたものであるため、政策目標に比べて過大なものであるとは考えていない。			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省	
(情報発信・展示・普及・助言等型)					
事務・事業の名称		ハズオン支援等事業（新連携）			
事務・事業の内容		中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業が連携し、経営資源を有効に組み合わせ、新たな事業分野の開拓を図るため、中小機構は、本部に全体運営管理事務局を設置し、全国の支援状況の統括管理・実態把握や支援ノウハウの共有化を実施するとともに、各地域に新連携支援地域戦略会議事務局を設置し、専門家（中小企業診断士、商社やメーカーＯＢ等）、金融機関等を含めた個別支援チームを組成し、新連携事業にあたっての事業計画の作成から、事業化までの一貫した支援を実施している。			
国からの財政支出額 注（ ）内は19年度予算額		31,680千円（993,883千円） 注）20年度要求額には委託費を含まず		支出予算額 注（ ）内は19年度予算額	
対19年度当初予算増減額		－		対19年度当初予算増減額	
官民競争入札等 (①)	検討	否			
	理由	本事業は、新連携事業にあたっての事業計画の作成から事業化までの一貫した支援を行う必要があり、また、異分野中小企業による連携体の構築と実効性ある事業計画の策定を支援することから臨機応変に対応することを必要とするため、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価收受の可否	新連携計画認定事業者・可			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	なし			
	運営コスト (内訳、総計) 注 19年度計画予算額	993,833千円 (内訳) 委託費 954,182千円 運営費交付金 39,701千円			
	受益者負担金－運営コスト	▲993,833千円			
	見直し案	なし			
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし			
	内容	－			
	理由	－			
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	あり（９ヶ所で実施）			
	一体的実施の可否	否			
	内容	各支部等にマネージャー等の各種専門家を配置し、新連携事業にあたっての事業計画の作成から、事業化までの一貫した支援を行っている。			
	理由	地域ブロック毎の地域特性を勘案して事業を実施するとともに、新連携に取り組む中小企業者からの相談に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域ブロック単位での事業実施が必要不可欠である。			
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施（通則法第３２条）			
	見直し案	－			
	公表状況・公表方法	上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省ＨＰにて公表。			
	見直し案	－			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省	
(情報発信・展示・普及・助言等型)					
事務・事業の名称		ハンズオン支援等事業（ハンズオン支援）			
事務・事業の内容		全国9ヶ所の中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、中小・ベンチャー企業の新事業開拓や様々な経営課題の解決などに対して、経営・技術・財務・法律などの専門家を長期・継続的に派遣し、経営ノウハウ等に関する助言等のソフト面を中心に総合的なハンズオン支援を実施している。			
国からの財政支出額 注（ ）内は19年度予算額		347,474千円（324,592千円）		支出予算額 注（ ）内は19年度予算額	
対19年度当初予算増減額		22,882千円		対19年度当初予算増減額	
対19年度当初予算増減額		35,842千円			
官民競争入札等 (①)	検討	否			
	理由	本事業は、ハンズオン支援の重要な要素である中小企業に密着したきめ細かな支援を臨機応変に実施することを必要とするため、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	支援先企業・可			
	受益者負担金 (算定方法、総計) 注 19年度計画予算額	70,308千円（受益者負担額は専門家に対する謝金の1/3相当額）			
	運営コスト (内訳、総計) 注 19年度計画予算額	394,900千円（内訳） 運営費交付金 324,592千円 受益者負担額 70,308千円			
	受益者負担金－運営コスト	▲324,592千円			
	見直し案	なし			
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし			
	内容	－			
	理由	－			
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	あり（9ヶ所で実施）			
	一体的実施の可否	否			
	内容	各支部にプロジェクトマネージャー等をおき、支援先企業の新事業展開や様々な経営課題解決に向けた支援を実施している。			
	理由	地域特性に応じた多様な支援ニーズにきめ細かく対応して、新事業展開や様々な経営課題解決に取り組む中小企業者からの相談に対し、迅速かつ確に対応するためには、地域ブロック単位での事業実施が必要不可欠である。			
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施（通則法第32条）			
	見直し案	－			
	公表状況・公表方法	上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省HPにて公表。			
	見直し案	－			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	府省名	経済産業省
(情報発信・展示・普及・助言等型)			
事務・事業の名称	ハンズオン等支援事業（ビジネスマッチング）		
事務・事業の内容	中小・ベンチャー企業等の優秀な製品・技術、サービスを表示し、販路開拓・業務提携等のマッチング機会を提供等の支援を実施している。 ○ベンチャーフェア（ベンチャービジネスマッチング） ○中小企業総合展（中小企業ビジネスマッチング） ○ベンチャープラザ（資金調達マッチング）		
国からの財政支出額 注（ ）内は19年度予算額	330,226千円（484,022千円）	支出予算額 注（ ）内は19年度予算額	330,226千円（484,022千円）
対19年度当初予算増減額	▲153,796千円	対19年度当初予算増減額	▲153,796千円
官民競争入札等 (①)	検討	否	
	理由	本事業は、ビジネスマッチングの特徴である出展・参加する中小企業に相応しいバイヤーや資金提供者などのビジネスパートナーとのマッチングの支援については定型的な問題解決手段等はあまり存在せず、臨機応変に対応することを必要とするため「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。	
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	出展者・可	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	なし	
	運営コスト (内訳、総計) 注 19年度計画予算額	615,702千円	
	受益者負担金－運営コスト	▲615,702千円	
	見直し案	平成19年度より出展料の一部有料化を試行的に導入する予定	
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし	
	内容	—	
	理由	—	
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	なし	
	一体的実施の可否	可（既に実施）	
	内容	事業の企画及び運営実施。	
	理由	実施は複数地域で開催するものの、本事業は機構の統一的概念に基づくビジネスマッチングとして実施しているため。	
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施（通則法第32条）	
	見直し案	—	
	公表状況・公表方法	上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省HPにて公表。	
	見直し案	—	

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省	
(助成・給付型)					
事務・事業の名称			助成事業(スタートアップ助成)		
事務・事業の内容			優れた技術シーズ・ビジネスアイデアはあるものの、新事業開拓に取り組むことが困難な状況にある創業者または中小企業に対して、資金面での助成とともにビジネスプランの具体化・販路開拓等に向けたハンズオンを一体的な支援を実施。		
国からの財政支出額			628,000千円 (627,000千円)		支出予算額 注 () 内は19年度予算額
対19年度当初予算増減額			1,000千円		対19年度当初予算増減額
事業の廃止・縮小 と トータルコストの最小化(①)	事業の廃止・縮小	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえ、事務・事業の廃止、縮小の検討	事業実施は平成20年度まで		
		理由	本事業は、平成16年度から開始された業務であり、助成金の交付による事業化支援効果が平成19年度以降順次評価可能となると見込まれ、この助成効果を踏まえ、平成20年度中に事業を廃止する。		
	トータルコスト最小化への見直し	欠損金	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要	なし	
			繰越欠損金の額 (H18年度末)	なし	
			発生理由 (H18年度)	—	
			発生した場合の処理方針	—	
			繰越欠損金の推移	—	
			見直し案	—	
	成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し	該当なし			
事業効果 (事前、事後) (②)	実施状況		各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施(通則法第32条)		
	見直し案		—		
	公表状況・公表方法		上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省HPにて公表。		
	見直し案		—		
助成・給付基準 (③)	基準の概要	基準の名称・根拠	中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち事業化支援事業に係る助成金交付規程(平成16年9月17日規程16第40号) 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち事業化支援事業に係る助成金交付要領(平成16年9月17日要領16第78号)		
		対象者の要件	創業予定の個人、個人事業者、中小企業者、企業組合・協業組合		
		金額の算定方法	助成対象と認められる経費の1/2以内。 助成金額は100万円から500万円までの範囲の額(外国特許等申請に係る経費を対象に300万円までを別枠で付加)		
		見直し案	公平な審査に必要な資料提出を求めているが、事業者の事務負担を軽減するため、作成書類の簡素化を図る。		
	基準の公表状況、公表方法		中小機構ホームページ及び各種新聞・雑誌への掲載、チラシの配布。		
	見直し案		現行の広報手段に加え制度の認知度を更に高めるため、関係機関への情報提供、周知依頼を積極的に実施する。		
	民間委託等の検討		応募者の事業計画書受付・確認業務及びパソコンによるデータ入力業務について、既に民間機関に委ねている。また、採択先の選定にあたって、公平な審査のため、第三者による審査を既に実施している。		
その他の見直し案		事業の中立性・公平性を損なわない範囲で、今後も見直しを検討する。			

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

法人名		独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名		経済産業省	
(助成・給付型)							
事務・事業の名称		助成事業 (中小ものづくり支援)					
事務・事業の内容		我が国経済を牽引していく産業分野 (重要産業分野) の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、中小ものづくり高度化法の技術別指針で定める技術高度化の方向性に沿った革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスのイノベーション等を実現する研究開発に取り組む中小企業を支援する。 平成18年度から同法が施行され、平成18年度の提案公募の開始は8月。支援する研究開発期間は2年～3年間					
国からの財政支出額 注 () 内は19年度予算額		2,000,000千円 (2,300,000千円)		支出予算額 注 () 内は19年度予算額		2,000,000千円 (2,300,000千円)	
対19年度当初予算増減額		▲300,000千円		対19年度当初予算増減額		▲300,000千円	
事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化 (①)	事業の廃止・縮小	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、事務・事業の廃止、縮小の検討					
	理由	事業全体としては、平成22年度 (個々の研究開発事業の採択受付) まで実施の予定であるが、機構の事業としては平成20年度に見直しを実施予定					
	理由	平成18年度採択案件の研究開発期間が完了するため。					
	トータルコスト最小化への見直し 欠損金	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要	該当なし				
		繰越欠損金の額 (H18年度末)	該当なし				
		発生理由 (H18年度)	-				
		発生した場合の処理方針	-				
		繰越欠損金の推移	-				
		見直し案	-				
	成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し	個々の研究開発事業の開発期間 (概ね3年間) の1年目、2年目終了時に中間評価を行い、必要経費等の見直しを実施し、委託契約額を決定					
事業効果 (事前、事後) (②)	実施状況	各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施 (通則法第32条)					
	見直し案	-					
	公表状況・公表方法	上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省HPにて公表。					
	見直し案	-					
助成・給付基準 (③)	基準の概要	基準の名称・根拠	①平成18年度 戦略的基盤技術高度化支援事業公募要領 (06.07.07中機経基第2号) ②平成18年度 戦略的基盤技術高度化支援事業業務処理要領 (07.01.23中機経基第4号)				
		対象者の要件	(1) 本事業の対象者は、事業管理者、研究実施者、総括研究代表者 (プロジェクトリーダー)、副総括研究代表者 (サブリーダー) によって構成される共同体を基本とし、中小ものづくり高度化法の認定を受けた中小企業者を全て含む必要がある。 (2) 共同体の構成メンバーは、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要 (3) 研究実施者は、民間企業、川下製造業者 (特定ものづくり基盤技術を主たる技術として利用する中小企業者と取引をする製造業者のことをいう。以下同じ。)、大学等の研究機関を含むことができる。 (4) 共同体の中小企業要件として、中小企業者が受け取る委託額の合計が、事業管理者が国から受け取る委託額 (機器設備費を除く) の2/3以上であることが必要。除外する機器設備費には、レンタル・リースにより設置される機器設備等に係る経費を含む。なお、みなし大企業は、大企業として扱う。				
		金額の算定方法	機構が負担する委託費は研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。具体的には、機械設備費、労務費、事業費 (消耗品費、交通費、委員会費 等)、一般管理費、再委託費				
		見直し案	該当なし				
	基準の公表状況、公表方法	機構HP上で平成18年8月7日～平成18年8月23日に公表。平成18年8月7日に機構会議室において説明会を実施					
	見直し案	該当なし					
	民間委託等の検討	平成18年度の募集のみのため該当はなし					
	その他の見直し案	該当なし					

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省
事務・事業の名称	ファンド出資事業			
国からの財政支出額 注 () 内は19年度予算額	100,000千円	(101,954千円)	支出予算額 注 () 内は19年度予算額	— (47,308,954千円)
対19年度当初予算増減額	▲1,954千円		対19年度当初予算増減額	—
平成18年度新規分 ※出資金払込額を掲載	16,821,950		平成18年度末残高 (利子補給 については実績額)	48,255,499
事務・事業の内容	本事業は創業・新事業展開の促進、事業再生の支援等の高い政策意義を有し、かつ、期待収益率等の面から民間資金のみでは組成が困難なファンドへの出資を通じて、その組成を支援するとともに、資金供給と連携したハンズオン支援を実施 - ベンチャーファンド：アーリーステージ（設立7年未満）のベンチャー企業への投資等を行うファンドへの出資。 - がんばれ！中小企業ファンド：中小企業の新事業展開や円滑な事業承継等を図るための投資等を行うファンドへの出資 - 中小企業再生ファンド：中小企業再生支援協議会とも連携し、中小企業の再生を図るための投資等を行うファンドへの出資 - 地域中小企業応援ファンド：都道府県や地域金融機関等と一体となって、地域中小企業の成長、新事業創出を図るための投資等を行うファンドへの出資			
事務・事業に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	【備考】 平成18年12月の行政改革推進本部決定「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて」の指摘を受け、事業の効果的な推進等のため、以下の取り組みを実施・検討中。 特に、事業の評価、検討に関しては、外部有識者による事業評価委員会を設置し検討を進め、その結果を事業運営に適時、適切に反映することとしている。 ① 定量的な事業成果指標の設定及び事業評価の実施 ② 事業実績、事業成果を踏まえた事業のあり方の見直し ③ 設立後、一定期間が経過したファンドを対象とした中間評価 ④ 販売先紹介や専門家派遣等投資先企業に対する経営支援の積極的実施 ⑤ 投資先の選定能力等を踏まえたファンド運営会社の選定			
事務・事業について上記措置を講ずる理由	平成18年12月の行政改革推進本部決定「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて」の指摘を受け、事業の効果的な推進を図るため。			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省
(情報発信・展示・普及・助言等型)				
事務・事業の名称	インキュベーション事業			
事務・事業の内容	本事業は、 【ミドルステージ型】新分野・新事業等への進出を推進し、地域経済の自律的発展を促し、我が国の活力ある経済社会の構築に大きく寄与するために、地域における新たな事業の創出に取り組む事業者の用に供する施設の整備・運営 【アーリーステージ型】「産業クラスター計画」、「大学発ベンチャー1000社」の推進に向け、産学官連携による研究開発を促進し、新事業創出に資するための大学等と連携した起業家育成施設の整備・運営といった支援を実施している。			
国からの財政支出額 注 () 内は19年度予算額	283,805千円	(1,235,438千円)	支出予算額 注 () 内は19年度予算額	— (2,558,722千円)
対19年度当初予算増減額	▲951,633千円		対19年度当初予算増減額	—
官民競争入札等 (①)	検討	否		
	理由	本事業の特徴となっている常駐するインキュベーションマネージャーによるソフト支援については、ベンチャー企業に密着した臨機応変に対応したきめ細やかな支援を提供することとなるため、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。なお、施設の管理運営については、一部を外部に委託している。		
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	可		
	受益者負担金 (算定方法、総計) 注 19年度計画予算額	1,933,603千円 (賃貸収入額)		
	運営コスト (内訳、総計) 注 19年度計画予算額	2,558,722千円 (内訳) 施設整備費 1,576,000千円 施設運営管理費 725,284千円 インキュベーションマネージャー経費 257,438千円		
	受益者負担金－運営コスト	▲432,342千円		
	見直し案	なし		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし		
	内容	—		
	理由	—		
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	あり (5ヶ所で実施)		
	一体的実施の可否	否		
	内容	中小機構本部に置いて、経理等の業務を一体的に行っており、現地で行うべき業務については現地で実施している。		
	理由	施設のハード管理及び日常的な入居者管理 (債権管理含む) は、施設に物理的に近い支部が実施することにより、質の高いサービスの提供が可能となることから、一体的な実施は適切ではない。また、インキュベータにおける日常的な入居者支援は、インキュベーションマネージャーが常駐し、施設特性 (バイオ、IT、ものづくりなど) を踏まえて行われており、そもそも一体的な実施には馴染まない。		
事業効果 (事前・事後) (⑤)	実施状況	各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施 (通則法第32条)		
	見直し案	—		
	公表状況・公表方法	上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省HPにて公表。		
	見直し案	—		

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省
(情報発信・展示・普及・助言等型)				
事務・事業の名称		相談・助言・情報発信事業		
事務・事業の内容		本事業は、全国9ヶ所の中小機構支部に設置した中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、中小企業、ベンチャー企業等からの知的財産や法務、マーケティングやビジネスプランなど幅広い経営課題に関する高度なアドバイスや情報提供によるワンストップサービスを行う。 また、国・都道府県等・中小企業支援センター等公的機関の中小企業関係情報を広く編集し、要約とカテゴリーをつけてわかりやすくした上で、広く中小企業や中小企業支援機関等に対して、中小企業ビジネス支援のための総合的検索サイト（J-Net 2 1）を通じて情報発信（ワンストップ提供）を実施。		
国からの財政支出額 注（ ）内は19年度予算額		521,100千円 （612,535千円）	支出予算額 注（ ）内は19年度予算額	521,100千円 （612,535千円）
対19年度当初予算増減額		▲91,535千円	対19年度当初予算増減額	▲91,535千円
官民競争入札等 (①)	検討	否		
	理由	中小企業者・支援機関の的確なニーズもつかみつつ、臨機応変に必要かつ適切な情報を収集・提供したり、国、地方自治体その他関係機関が実施する施策情報の一体的提供や、全国的に推進すべき政策課題の推進を中立・公平な立場で実施することを必要とするため、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。		
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	受益者の特定：否（不特定多数の者を対象とし、匿名による相談を認めているため） 対価の収受：否（不特定多数の幅広い相談者に応じるという事業目的を達成できなくなるため）		
	受益者負担金（算定方法、総計）	なし		
	運営コスト（内訳、総計） 注 19年度計画予算額	612,535千円		
	受益者負担金－運営コスト	▲612,535円		
	見直し案	なし		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし		
	内容	－		
	理由	－		
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	あり（9ヶ所で実施）		
	一体的実施の可否	否		
	内容	中小機構各支部の9ヶ所において、地域ブロック単位の支援拠点としてワンストップサービスを実施。		
	理由	中小機構各支部の各地域において、地域ブロック内の他の都道府県等中小企業支援センター及び地域中小企業支援センターと連携し相互に機能補完しながらワンストップ支援を行う必要があること、また地域の産業構造、地域事情に応じたきめ細かい支援を行う必要があること、さらに、利用者である地域中小企業の利便性を確保するため、各地域に拠点を保有することが必要である。		
事業効果（事前、事後） (⑤)	実施状況	各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施（通則法第32条）		
	見直し案	－		
	公表状況・公表方法	上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省HPにて公表。		
	見直し案	－		

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省
(情報発信・展示・普及・助言等型)				
事務・事業の名称	相談・助言・情報発信事業(中心市街地活性化)			
事務・事業の内容	本事業は、中心市街地の活性化に向けて、中心市街地活性化協議会の設立や、中心市街地活性化協議会等が行う、まちづくりに向けてのコンセンサス形成や方向性の検討、人材育成、商業活性化やにぎわい再生に向けての調査・検討、中心市街地で行われる事業の推進・調整等の総合的な支援を実施。 (「中心市街地活性化協議会」とは、中心市街地の活性化を総合的に推進する民間組織として改正中心市街地活性化法に基づき規定される法定組織。)			
国からの財政支出額 注 () 内は19年度予算額	393,732千円 (462,309千円) 注) 20年度要求額には委託費を含まず。	支出予算額 注 () 内は19年度予算額	418,587千円 (487,164千円) 注) 20年度要求額には委託費を含まず。	
対19年度当初予算増減額	—	対19年度当初予算増減額	—	
官民競争入札等 (①)	検討	否		
	理由	中心市街地活性化協議会は、その活動自体が営利を目的とするものではなく、人員、資金的にも余裕が無い中で、多くの権利者と調整し合意をとりながらまちづくりを進めていく組織であり、そこへの支援は臨機応変にきめ細やかな対応を必要とするため、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考えられる。		
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	受益者：アドバイザー派遣を受けた者 対価収受の可否：可		
	受益者負担金 (算定方法、総計) 注 19年度計画予算額	24,855千円 (受益者負担額は専門家に対する謝金の1/3相当額)		
	運営コスト (内訳、総計) 注 19年度計画予算額	487,164千円 (内訳) 運営費交付金 462,309千円 受益者負担額 24,855千円		
	受益者負担金－運営コスト	▲462,309千円		
	見直し案	なし		
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし		
	理由	中心市街地活性化協議会等に対する効果的な支援策を備えている機関は他にはなく、国の重点政策の解決に向けて必要不可欠である。		
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	あり(9ヶ所で実施)		
	一体的実施の可否	否		
	内容	各支部が各々地域の特性や人的ネットワークを活かした独自性のある事業を実施。		
	理由	支援対象、事業の性質等が異なることから一体的実施は不可能。		
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施(通則法第32条)		
	見直し案	—		
	公表状況・公表方法	上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省HPにて公表。		
	見直し案	—		

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省	
(試験・教育・研修・指導型)					
事務・事業の名称		研修事業（中小企業大学校）			
事務・事業の内容		本事業は、中小企業支援担当者（中小企業支援法第三条第一項第四号の中小企業支援担当者をいう。）並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を実施			
国からの財政支出額 注（ ）内は19年度予算額		2,839,449千円（2,856,110円）	支出予算額 注（ ）内は19年度予算額		－（3,602,244千円）
対19年度当初予算増減額		▲16,661円	対19年度当初予算増減額		－
官民競争入札等 (①)	検討	可			
	理由	(中小企業大学校による研修業務については、現在旭川校において市場化テスト（モデル事業）を実施しているが（平成18年10月～平成20年3月）、次期中期目標期間中に、全ての大学校において、企業向け研修への市場化テスト導入を図る。その際、旭川校で実施中のモデル事業で抽出された課題（事業受託者による地域ニーズを反映した研修企画の在り方、事業受託者選定の際の評価の在り方等）を検討し、積極的に対処する。)			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	中小企業支援担当者、経済産業省令で定める法人の役職員、中小企業者等 対価の収受は可			
	受益者負担金 (算定方法、総計) 注 19年度計画予算額	746,134千円 ※(例) 研修コースごとに受講料を定め設定 中小企業者向け研修受講料：2日間コース 21,000円、5日間41,000円など 寮費 1,500円/泊			
	運営コスト (内訳、総計) 注 19年度計画予算額	3,602,244千円 (内訳) 運営費交付金 2,856,110千円 自己資金 746,134千円			
	受益者負担金－運営コスト	▲2,856,110千円			
	見直し案	なし			
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし			
	内容	－			
	理由	－			
法人内での一体的実施 (④)	同様の事務事業を実施している施設	あり（9ヶ所で実施）			
	一体的実施の可否	否			
	内容	中小企業庁が設置した「中小企業近代化審議会」の答申（昭和56年2月）に基づいて、中小企業大学校を地域ブロック単位で設置 なお、研修内容は、国の施策に即したものの他中小企業大学校ごとに地域の産業や施策などそれぞれの地域特性に応じた研修も実施			
	理由	職場から近接さなど中小企業者の利便性と大学校の効率的な運営の観点もふまえ設置されているもので、一体的な実施にはなじまない			
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施（通則法第32条）			
	見直し案	－			
	公表状況・公表方法	上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省HPにて公表。			
	見直し案	－			

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省
事務・事業の名称	高度化事業			
国からの財政支出額 注 () 内は19年度予算額	— (—)	支出予算額 注 () 内は19年度予算額	— (70,497,660千円)	
対19年度当初予算増減額	—	対19年度当初予算増減額	—	
平成18年度新規分	10,597,828千円 (資金交付額)	平成18年度末残高 (利子補給については実績額)	531,040,922千円	
事務・事業の内容	・国の政策目的(中心市街地活性化、環境リサイクル推進、流通効率化、災害復旧等を通じた中小企業の高度化)に応えつつ、都道府県が進める地域政策に沿って、地域の中小企業の組合・グループがその中長期発展へのインフラ整備として行うプロジェクトに対し、都道府県が、無利子・超低利の長期資金を貸付。中小機構は、都道府県に対して資金供給 ・国の政策目的である中小企業の高度化を図るために、地域の中小企業者が作った株式会社等がその中長期発展のためのインフラ整備として行うプロジェクトに対して行う高度化融資事業について、当該株式会社等へ出資を実施することによりその自己資本の充実という形で高度化融資事業を補完する事業 ・中小機構が都道府県に対し資金供給を行い、都道府県が機構資金と併せて無利子でファンドに資金を貸付。ファンドの運用益により中小企業者に対し助成を実施			
事務・事業に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	— 【備考】 平成18年12月の行政改革推進本部決定「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて」の指摘を受け、事業の効果的な推進等のため、以下の取組を実施 ①制度・運用の更なる改善 (ア) 全国9支部の活用、都道府県との更なる連携による新たなニーズ・案件の発掘と、事業構想段階、運営段階における指導・助言等の充実のための体制強化 (イ) 限度額連帯保証制度等の制度・運用面の改善について、都道府県等へ更なる周知徹底と、実効性を挙げるための検討 ②融資案件の限定等 (ア) 融資先の返済能力を踏まえた償還可能性、償還計画及び都道府県の債権管理体制等の十分な精査により査定した案件に限定した融資実行 (イ) 民業補完の徹底の観点から、長期設備資金等の金融機関からの融資のみでは対応できない案件に限定した融資実行 ③不良債権の削減 高度化事業の特性及び実態を踏まえつつ、不良債権をいくつかの体系に分類した上で、個々の組合、組合員の実態に即した削減計画の策定 都道府県と連携しつつ、17年度末の不良債権額を5年間で概ね半減させることを目標とする。 都道府県に対し処理方針等につき十分な説明を行い、中小機構と都道府県とが十分に連携して以下の措置を講じる。 (ア) 都道府県の債権管理支援 業務担当者を対象とした専門研修や、各支部に配置した債権管理アドバイザーによる助言の実施等都道府県の債権管理業務の支援による債権回収の促進。都道府県におけるサービサーへの回収委託を促進するための仕組の検討 (イ) 新規不良債権の発生抑制や債権正常化の促進等 融資実行後の初期段階から積極的な巡回調査・助言等を進め、不良債権発生を抑制。専門家の派遣や経営診断の実施等融資先に対する経営支援による債権正常化の促進と早期の事業再生の推進 (ウ) 適切な償却等の実施 回収不能と判断されるものについて、適切な償却等を図る。経済産業省独立行政法人中小企業基盤整備機構分科会の意見を聴き、民間基準に準拠した規程類を整備し、併せて都道府県へ周知 ④個別法に基づく出資業務等の廃止等 (イ) 高度化出資業務 (中小機構法第15条第1項第5号ハに基づく出資業務) については、事業ニーズの動向に則した業務の実施を図る観点から、出資対象を商業基盤施設に限定するものとする。また業務ニーズの的確な把握に努めるとともに、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行うものとする。			
事務・事業について上記措置を講ずる理由	平成18年12月の行政改革推進本部決定「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資等業務の見直しについて」の指摘を受け、事業の効果的な推進等のため			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省	
(その他型)					
事業類型	☐ 医療・福祉・検査・審査		☐ 製造・生産		☒ 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	共済事業（小規模企業共済）				
事務・事業の内容	小規模企業者（個人事業主、法人役員）が廃業、死亡、老齢により事業主又は役員を退職した場合に、事業再建資金や生活安定資金として、共済金等を支給する共済制度の運営を実施。				
国からの財政支出額 注（ ）内は19年度予算額	3,441,457千円（3,467,955千円）		支出予算額 注（ ）内は19年度予算額		ー（1,086,567,975千円） ・業務運営経費 3,733,648 ・共済事業費 1,082,834,327
対19年度当初予算増減額	▲26,498千円		対19年度当初予算増減額		ー
官民競争入札等 (①)	検討	否			
	理由	収支相当を基に制度設計されており、運用により生じた利益はすべて加入者に還元あるいは制度維持に充てられることとなっている共済事業として成立しているもの。さらに、制度発足当初から事業経費は国からの交付金で全額手当てしている。 また、政策的な要請から災害対応融資をはじめとする貸付制度にかかる制度改正が随時なされたり、緊急復興支援のための窓口の設置を行政庁から要請されるなどの臨機応変の対応も求められることから、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等導入は困難であると考え			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	可			
	受益者負担金（算定方法、総計）	共済事業費1,082,834,327千円			
	運営コスト（内訳、総計） 注 19年度計画予算額	業務運営経費・共済事業費1,086,567,975千円			
	受益者負担金ー運営コスト	▲3,733,648千円			
	見直し案	なし			
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし			
	内容	ー			
	理由	ー			
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	あり（9ヶ所で実施）			
	一体的実施の可否	不可			
	内容	小規模企業共済の制度普及			
	理由	普及活動（地域の関係機関及び中小企業者に対する加入勧奨等）を恒常的に行うため			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省	
(その他型)					
事業類型	☐ 医療・福祉・検査・審査		☐ 製造・生産		☒ 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	共済事業（中小企業倒産防止共済）				
事務・事業の内容	取引先企業の倒産の影響によって、中小企業者が連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度の運営を実施。				
国からの財政支出額 注（ ）内は19年度予算額	815,667千円 （832,171）		支出予算額 注（ ）内は19年度予算額	- （84,926,612千円 ・業務運営経費 1,892,496 ・共済事業費 83,034,116 ）	
対19年度当初予算増減額	▲16,504千円		対19年度当初予算増減額	-	
官民競争入札等 (①)	検討	否			
	理由	収支相当を基に制度設計されており、運用により生じた利益はすべて加入者に還元あるいは制度維持に充てられることとなっている共済事業として成立しているもの。さらに、制度発足当初から事業経費は国からの交付金で全額手当てしている。 不正貸付に伴う事件発生による対警察対応や債権回収に伴う訴訟に係る事務に臨機応変に対応することが求められることから、本事業については、「あらかじめ事業の要求水準や業務量を明確に設定した上で、民間事業者と委託契約を結ぶ」という形で実施する官民競争入札等の導入は困難であると考え			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	可			
	受益者負担金（算定方法、総計）	なし			
	運営コスト（内訳、総計） 注 19年度計画予算額	共済事業費83,034,116千円			
	受益者負担金－運営コスト	業務運営経費・共済事業費84,926,612千円			
	見直し案	なし			
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし			
	内容	-			
	理由	-			
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	あり（9ヶ所で実施）			
	一体的実施の可否	不可			
	内容	中小企業倒産防止共済の制度普及			
	理由	普及活動（地域の関係機関及び中小企業者に対する加入勧奨等）を恒常的に行うため			

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省	
資産との関連を有する事務・事業の名称	産業用地業務				
資産との関連を有する事務・事業の内容	本事業は、産業用地（工配・産炭、その他）に対しての造成、管理、譲渡等を法令に基づき実施。旧地域振興整備公団が融資・承継した債権を用地譲渡割賦債権、地域産業活性化を支援する第三セクターに旧地域振興整備公団が出資した出資金の管理を実施。				
国からの財政支出額 注（ ）内は19年度予算額	28,493千円 (29,225千円)	支出予算額 注（ ）内は19年度予算額	— (32,645,209千円)		
対19年度当初予算増減額	▲732千円	対19年度当初予算増減額	—		
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	・（別紙）産業用地一覧表（平成19年3月末現在）（(1)産業用地） ・様式・実物資産の処分に係わる具体的措置その①～④（(3)賃貸工場施設、工業用水道施設）				

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位: 千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省	
(情報発信・展示・普及・助言等型)					
事務・事業の名称		繊維業務			
事務・事業の内容		本事業は、繊維中小事業者の自立化への取り組みに対する助成、繊維中小企業団体等が実施する展示会・求評会に対する助成、ビジネスマッチングの場を提供する商談会、新作絹織物等の展示会開催に対する支援の他、先進的な企業経営や情報化の推進を担う人材の育成を支援や繊維中小事業者の情報化を支援を実施。			
国からの財政支出額		0 (118,882千円)	支出予算額		— (4,251,702千円)
注 () 内は19年度予算額			注 () 内は19年度予算額		
対19年度当初予算増減額		▲118,882千円	対19年度当初予算増減額		—
官民競争入札等 (①)	検討	否			
	理由	経過措置に基づき平成22年5月末廃止			
受益者特定 (②)	受益者特定及び対価収受の可否	否			
	受益者負担金 (算定方法、総計)	なし			
	運営コスト (内訳、総計) 注 19年度計画予算額	4,251,702千円 (内訳) 運営費交付金 118,882千円 (目的積立金の取崩しで対応) 自己資金 4,132,820千円			
	受益者負担金－運営コスト	▲4,251,702千円 目的積立金の取崩しで対応			
	見直し案	なし (経過業務)			
他の法人との一体的実施 (③)	一体的に実施する法人等	なし			
	内容	—			
	理由	—			
法人内での一体的実施 (③)	同様の事務事業を実施している施設	なし			
	一体的実施の可否	否			
	内容	—			
	理由	—			
事業効果 (事前、事後) (⑤)	実施状況	各事業年度における業務の実績については、評価委員会にて評価を実施 (通則法第32条)			
	見直し案	—			
	公表状況・公表方法	上記の評価結果においては、評価委員会資料として経済産業省HPにて公表。			
	見直し案	—			

独立行政法人の整理合理化案様式

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		府省名	経済産業省
事務・事業の名称	直接出資・債務保証			
国からの財政支出額 注 () 内は19年度予算額	— (—)	支出予算額 注 () 内は19年度予算額	— (363,600千円)	
対19年度当初予算増減額	—	対19年度当初予算増減額	—	
平成18年度新規分	債務保証 35,000 出 資 なし	平成18年度末残高 (利子補給 については実績額)	債務保証 17,727,833 出 資 なし	
事務・事業の内容	本事業は、大学等技術移転促進法、中心市街地活性化法、中小企業新事業活動促進法（創業者）及び改正前産業活力再生特別措置法に基づき民間金融機関からの資金調達に限界（事業リスクが高い、担保力が不足、所要資金が多額等）のある事業に対して、債務保証・出資を行い、当該事業資金の調達の円滑化を図る、また、改正後産業活力再生特別措置法に基づき事業再生円滑化及び技術活用事業革新円滑化に係る保証制度を実施や、中小企業新事業活動促進法に基づく特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための施設の整備に必要な資金に対する出資を実施。			
事務・事業に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	(備考) 「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資業務等の見直しについて」（平成18年12月18日行政改革推進本部決定）の指摘を受け、以下の取組みを実施 【直接出資】 (1)産業活力再生法に基づく出資業務 : 廃止済（平成19年度） (2)新事業活動促進法に基づく出資業務 : 廃止予定（平成20年度） (3)中心市街地活性化法に基づく出資業務 : ニーズや今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等の見直しを行う。 【債務保証】 (2)新事業活動促進法、大学等技術移転促進法に基づく債務保証保証 : 廃止予定（平成20年度） (3)中心市街地活性化法に基づく債務保証 : ニーズや今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期計			
事務・事業について上記措置を講ずる理由	「独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資業務等の見直しについて」（平成18年12月18日行政改革推進本部決定）の指摘を受けたことによる。			

産業用地一覧表（平成19年3月末現在）

（別紙）

種別	番号	団地名	所在地	産業用地面積(ha)	利活用面積(ha)			備考
					分譲	賃貸	計	
中核	1	米沢八幡原	山形県米沢市	170.3	152.1	1.4	153.5	
中核	2	出雲長浜	島根県出雲市	66.4	64.0	0.0	64.0	
中核	3	能登	石川県志賀町	88.9	60.6	0.0	60.6	
中核	4	江刺	岩手県奥州市	92.0	85.9	0.0	85.9	
中核	5	いわき好間	福島県いわき市	159.2	157.3	0.0	157.3	19年度完売予定
中核	6	新庄	山形県新庄市	102.1	78.1	0.0	78.1	
中核	7	富山八尾	富山県富山市	102.2	80.6	0.4	81.0	
中核	8	豊岡	兵庫県豊岡市	46.8	46.8	0.0	46.8	完売
中核	9	西薩	鹿児島県いちき串木野市	52.5	35.2	0.0	35.2	
中核	10	相馬	福島県相馬市・新地町	361.7	330.8	0.0	330.8	
中核	11	仙台北部	宮城県大和町・大衡村	127.8	114.4	0.0	114.4	
中核	12	松阪	三重県松阪市	74.4	73.7	0.0	73.7	
中核	13	宇都宮西	栃木県鹿沼市・西方町	61.7	41.6	0.0	41.6	
中核	14	若狭	福井県若狭町	28.4	28.4	0.0	28.4	完売
中核	15	新勝央	岡山県勝央町	19.9	18.9	0.0	18.9	
中核	16	新潟中条	新潟県胎内市	50.6	3.7	0.0	3.7	
中核	17	第二仙台北部	宮城県大衡村	52.0	1.7	0.0	1.7	
中核	18	大分北部	大分市豊後高田市	33.7	10.7	0.0	10.7	
中核	19	青森	青森県青森市	43.8	9.4	2.5	11.9	
中核	20	京都北部	京都府福知山市	20.6	1.3	0.0	1.3	
中核	21	いわき四倉	福島県いわき市	19.4	2.1	0.0	2.1	
OA	22	オフィスパーク大村	長崎県大村市	17.9	9.2	2.3	11.5	
OA	23	北上産業業務団地	岩手県北上市	24.9	7.2	0.5	7.7	
OA	24	南国オフィスパーク	高知県南国市	12.2	10.7	0.0	10.7	19年度完売予定
OA	25	石巻トモロービジネスタウン	宮城県石巻市	20.6	2.5	1.0	3.5	
OA	26	千歳オフィス・アルカディア	北海道千歳市	29.8	5.7	22.7	28.4	
OA	27	高岡オフィスパーク	富山県高岡市	9.6	4.3	0.0	4.3	
OA	28	津オフィス・アルカディア	三重県津市	25.1	12.7	0.0	12.7	
OA	29	久留米ビジネスパーク	福岡県久留米市	23.6	16.5	1.7	18.2	
OA	30	米沢オフィス・アルカディア	山形県米沢市	25.9	2.8	0.4	3.2	
OA	31	弘前オフィス・アルカディア	青森県弘前市	20.8	5.9	3.6	9.5	
OA	32	足利インター・ビジネスパーク	栃木県足利市	9.6	8.6	0.0	8.6	
頭脳	33	富山イノベーションパーク	富山県富山市	14.9	14.9	0.0	14.9	完売
頭脳	34	海南インテリジェントパーク	和歌山県海南市	14.0	13.0	0.0	13.0	
頭脳	35	大分インテリジェントタウン	大分県大分市	12.5	8.2	3.1	11.3	
頭脳	36	郡山ウエストソフトパーク	福島県郡山市	12.8	10.8	0.0	10.8	
頭脳	37	山梨ビジネスパーク	山梨県中央市	8.1	5.8	0.0	5.8	
頭脳	38	旭川リサーチパーク	北海道旭川市	13.5	6.5	1.3	7.8	
頭脳	39	アルカディアソフトパーク山形	山形県山形市	10.8	8.0	0.4	8.4	
頭脳	40	宇部臨空頭脳パーク	山口県宇部市	11.1	3.7	0.0	3.7	
頭脳	41	盛岡西リサーチパーク	岩手県滝沢村	11.4	4.7	0.4	5.1	
産炭	42	釧路白糖	北海道釧路市・白糖町	248.8	184.0	0.0	184.0	
産炭	43	三笠	北海道三笠市	69.5	66.9	0.0	66.9	
産炭	44	清水沢	北海道夕張市	13.3	13.3	0.0	13.3	完売
産炭	45	沼田	北海道沼田町	10.8	8.6	0.0	8.6	
産炭	46	芦別	北海道芦別市	27.6	27.6	0.0	27.6	完売
産炭	47	空知	北海道美瑛市・奈井江町	247.3	137.0	0.0	137.0	
産炭	48	芦別緑泉	北海道芦別市	20.4	0.0	0.0	0.0	
産炭	49	赤平第2	北海道赤平市	15.9	2.7	0.0	2.7	
産炭	50	夕張緑陽	北海道夕張市	8.0	2.5	0.0	2.5	
産炭	51	道央栗沢	北海道岩見沢市	28.4	1.5	0.0	1.5	
産炭	52	中郷	茨城県北茨城市・高萩市	86.0	81.0	0.0	81.0	
産炭	53	山口テクノパーク	山口県山口市・宇部市	94.9	69.0	0.0	69.0	
産炭	54	銚銭司	山口県山口市	19.3	13.0	0.0	13.0	
産炭	55	美祢テクノパーク	山口県美祢市	28.1	28.1	0.0	28.1	完売
産炭	56	宮田	福岡県宮田町・若宮町	155.0	155.0	0.0	155.0	完売
産炭	57	白鳥	福岡県田川市	56.2	56.2	0.0	56.2	完売
産炭	58	小竹	福岡県小竹町	43.0	15.6	0.0	15.6	
産炭	59	中泉B	福岡県直方市	9.1	9.1	0.0	9.1	完売
産炭	60	漆生	福岡県稲築町	10.9	10.9	0.0	10.9	完売
産炭	61	大牟田テクノパーク	福岡県大牟田市	41.5	24.9	0.0	24.9	
産炭	62	伊万里	佐賀県伊万里市	94.7	87.2	0.0	87.2	
産炭	63	荒尾	熊本県荒尾市	13.3	8.7	0.0	8.7	
新事業	64	瑞浪クリエイション・パーク	岐阜県瑞浪市	15.3	4.0	10.3	14.3	
集積	65	小矢部フロンティアパーク	富山県小矢部市	12.7	6.4	1.5	7.9	
集積	66	甲南フロンティアパーク	滋賀県甲賀市	26.6	10.1	8.5	18.6	
集積	67	江刺フロンティアパーク	岩手県奥州市	22.1	0.2	2.7	2.9	
集積	68	松任フロンティアパーク	石川県白山市	8.3	6.2	0.8	7.0	
集積	69	柏崎フロンティアパーク	新潟県柏崎市	(15.4)				※1

※1 柏崎フロンティアパークは平成19年度中に分譲開始予定

※2 上記の他、歌志内文珠団地（歌志内市へ有償移管済）については、当機構が分譲協力を実施中